

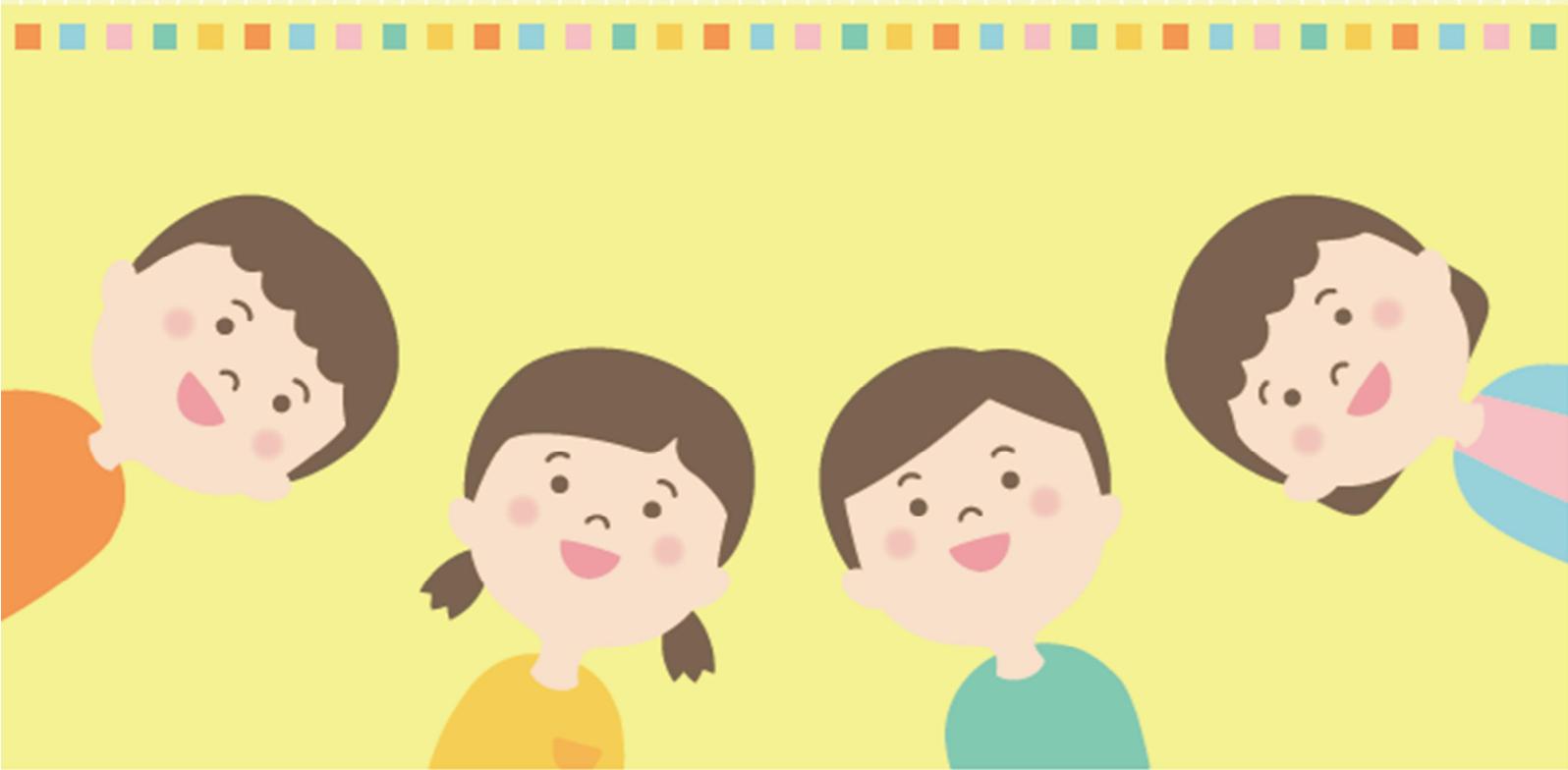


三春町こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
福島県 三春町



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 こどもまんなか社会の実現に向けて.....	4
3 計画の位置づけと対象.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の対象.....	7
6 計画の策定体制.....	7
第2章 三春町の現状	9
1 人口と世帯の状況.....	9
2 婚姻・出産等の状況.....	13
3 就業の状況.....	18
4 教育・保育事業の状況.....	20
5 アンケート調査結果について.....	22
6 地区懇談会、高校生アンケート結果.....	35
7 アンケートや町の現状からみる今後の課題.....	40
8 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	43
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念.....	47
2 計画の基本的な視点.....	48
3 計画のめざす姿.....	49
めざす姿 1 こども・若者を地域全体ではぐくむまち.....	49
めざす姿 2 こども・若者が自分らしく成長できるまち.....	49
めざす姿 3 こども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち.....	49
4 施策の体系.....	50
5 こども施策の推進.....	51
第4章 施策の展開	53
1 ◆ めざす姿 1 ◆ こども・若者を地域全体ではぐくむまち.....	53
2 ◆ めざす姿 2 ◆ こども・若者が自分らしく成長できるまち.....	59
3 ◆ めざす姿 3 ◆ こども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち.....	64
4 実施事業一覧.....	72
5 計画の目標値.....	79
第5章 計画の推進に向けて	81
1 協働による計画の推進.....	81
2 計画の進行管理.....	82
資料編	83
1 三春町子ども・子育て支援会議設置要綱.....	83
2 三春町子ども・子育て支援会議委員名簿.....	85
3 教育・保育事業と子ども・子育て支援事業量の見込み.....	86
4 母子保健に関する目標の設定.....	98

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において令和5年4月、すべての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」が施行されました。

さらに、同年12月、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法および子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱が示す課題の更なる改善や「子どもまんなか社会」の実現をめざすべく「子ども大綱」が策定されました。

近年、子ども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障がい等多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれた子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

本町では、子ども・子育て支援法等に基づき、5年を1期とする「三春町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたり(第1期:平成27年度～令和元年度、第2期:令和2年度～令和6年度)策定し、三春町全体で子育てを支える環境づくり、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてきました。

これまで取り組んできた「三春町子ども・子育て支援事業計画」の方向性を引き継ぎつつ、「子ども基本法」および「子ども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、少子化対策や子どもの貧困解消対策、子ども・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた「三春町子ども計画」を策定します。

※本計画における「子ども」の表記について

令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室事務連絡により、各府省庁の行政文書においては、子ども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「子ども」の使用が推奨されています。

本計画においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いることとします。

●特別な場合とは例えば以下の場合

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例:子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例:既存の事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある場合

● 計画のイメージ

【国】こども基本法

第9条 こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

【国】こども大綱

基本的な方針

- ・基本方針1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個人を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ・基本方針2 こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ・基本方針3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ・基本方針4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ・基本方針5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に阻む障がいの打破に取り組む。
- ・基本方針6 施策の総合性を確保するとともに、国、県、町、民間団体等との連携を重視する。

一元化

これまでのこども・若者に関する3大綱

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

子供の貧困対策の推進に関する大綱

市町村こども計画(「こども基本法」より抜粋)

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、市町村計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子ども・若者計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - 母子保健計画策定指針に基づく市町村母子保健計画

三春町こども計画(新計画)

こどもの貧困解消対策計画

子ども・若者計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

母子保健計画

【こども・若者支援を取り巻く主な法令等】

- 平成15年9月 少子化対策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として、少子化社会対策基本法が施行されました。
- 平成17年4月 少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備することを目的として、次世代育成支援対策推進法が施行されました。
- 平成22年4月 次世代を担うこどもの健全な育成を支援するため、健康教育、相談体制の充実、被害防止のための教育、職業的自立や就労支援等の内容を含めた、こども・若者育成支援推進法が施行されました。
- 平成26年1月 こどもの貧困を経済的な困窮だけでなく、学習や生活、心理面にも影響を及ぼす問題として捉え、社会全体で解決することをめざし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律が施行されました。
- 平成26年4月 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、こども・子育て支援法が施行されました。

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳～18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
こども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 「子供・若者育成支援推進大綱」 「こども・若者ビジョン」を策定	すべてのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会をめざす(対象:0歳～39歳)
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を策定	貧困により、こどもが適切な養育および教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害されおおよび社会から孤立することのないようにする
こども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実 (対象:0歳～18歳)

- 令和5年4月にこどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことをめざし、「こども家庭庁」が発足しました。
- 「こども家庭庁」の発足とともに、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。
- 「こども基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一元化し、こども施策を盛り込んだ「こども大綱」を策定し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

こども基本法

令和5年4月1日施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策の推進に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困解消対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

2 こどもまんなか社会の実現に向けて

(1)こどもまんなか社会とは

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする「こどもまんなかアクション」を推進するためにも、こども大綱を勘案した計画を策定し、すべてのこども・若者が身体的・精神的に幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざします。

【こどもまんなか社会】

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

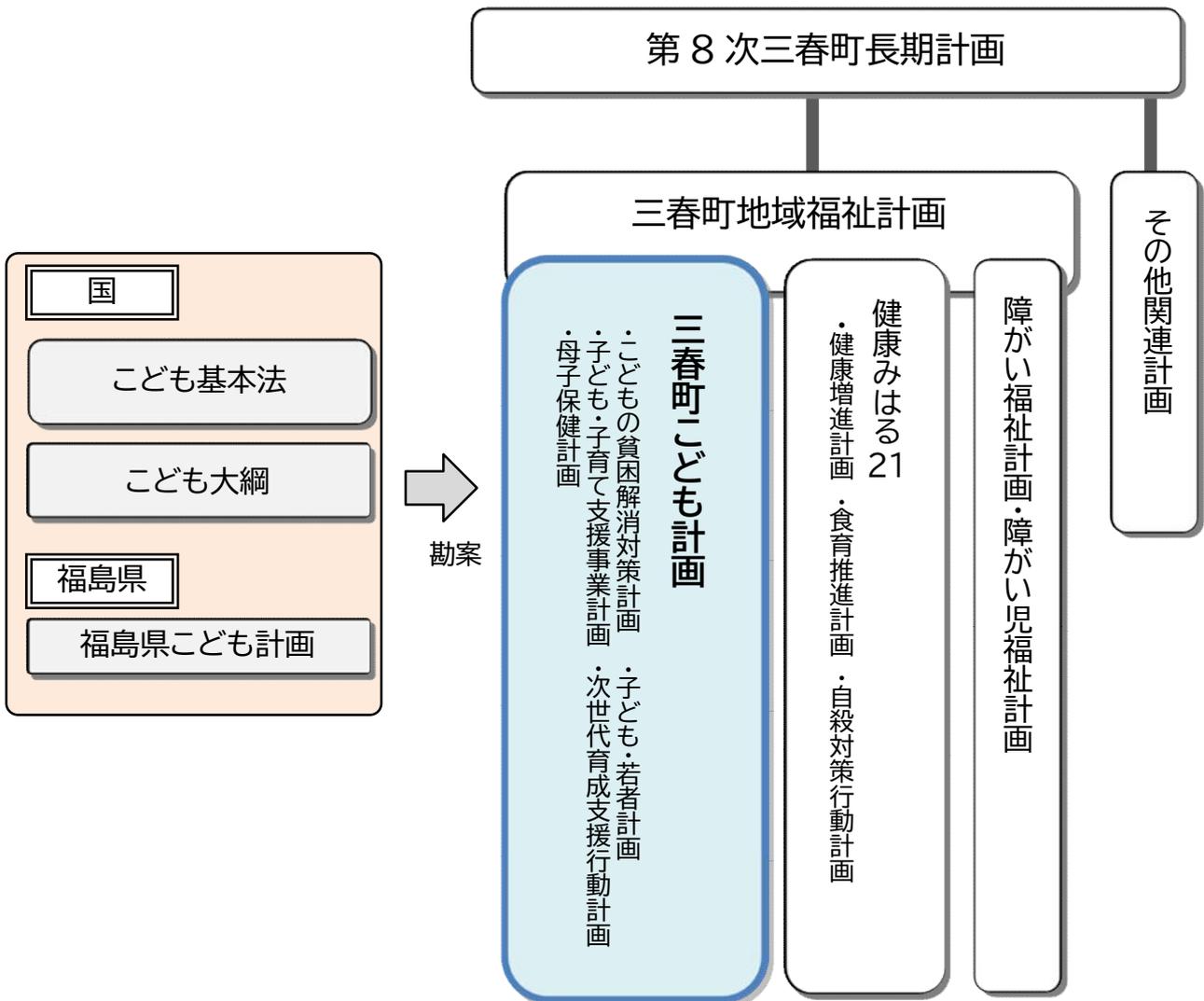


3 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子保健計画策定指針に基づく「市町村母子保健計画」を一体のものとした計画です。

また、本町の最上位計画である「第8次三春町長期計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「三春町地域福祉計画」、その他、こども・子育て施策に関する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



(2)SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を鑑み、取り組みを推進していきます。



資料:国際連合広報センター

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とした計画とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
第2期三春町 子ども子育て支援事業計画									
		次期計画 策定	三春町こども計画					次期計画 策定	次期計画

5 計画の対象

本計画の対象は、こども(0歳～概ね18歳まで)と子育て家庭及び若者を主たる対象とします。
また、取り組みによっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

「こども」・「若者」の定義について

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。
おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

(こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より抜粋)

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳 ※施策によってはポスト青年期(30～39歳)も含む

6 計画の策定体制

三春町子ども・子育て会議の開催、アンケート調査の実施、町民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1)三春町子ども・子育て会議の開催

本計画は、こども基本法における「こどもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長や、就労・結婚・妊娠・出産・育児に対する支援を主たる目的とする施策、こどもや子育て家庭に関する施策、若者の社会参画支援等が含まれており、これらを踏まえて計画策定することが求められています。

こうしたことを踏まえて、本町では計画の策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「三春町子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行いました。

(2)アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、「三春町こども計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、こども・若者の生活実態、将来について、要望・意見等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

第2章

三春町の現状

第2章 三春町の現状

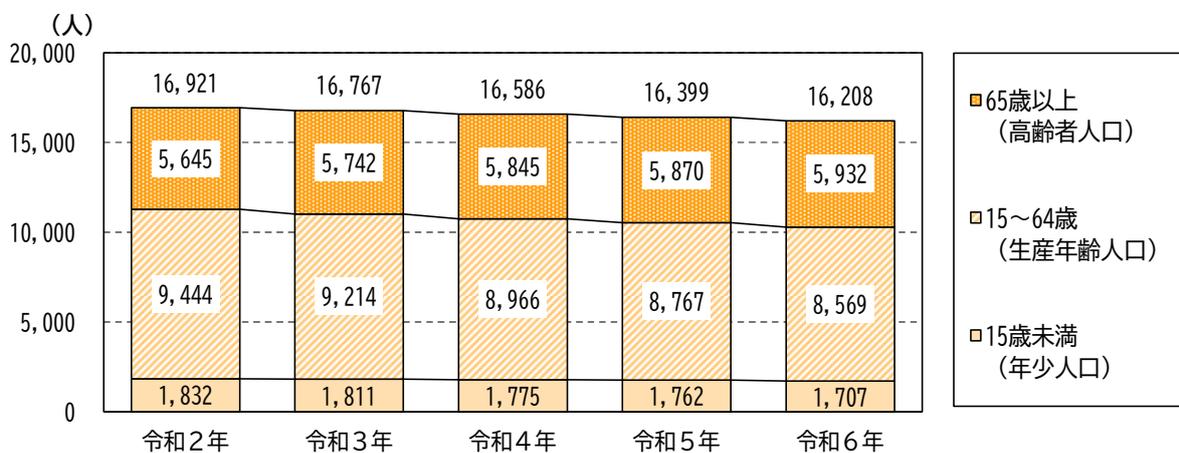
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口および年齢3区分別人口

人口は、令和6年4月1日現在、16,208人となっています。令和2年から5年間の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しており、令和2年から713人減少しています。

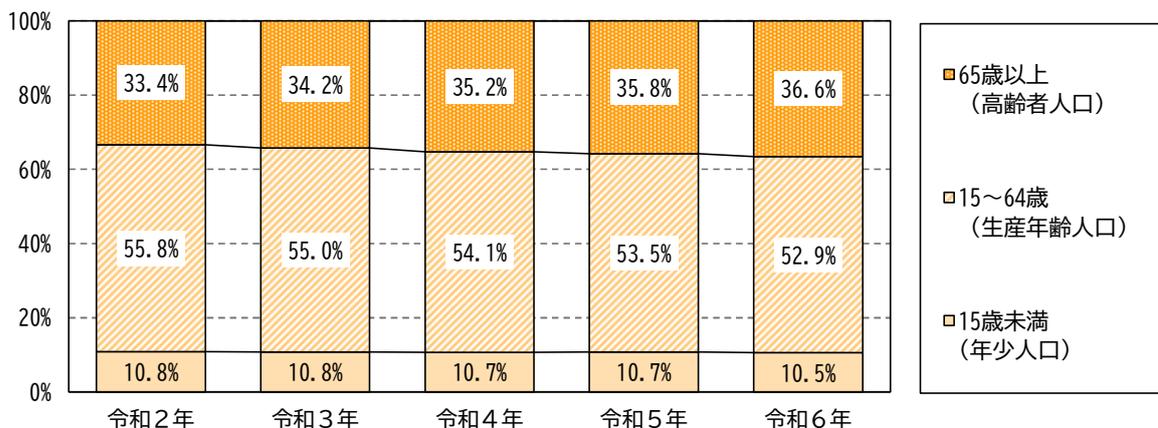
年齢3区分の人口割合をみると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加し、15～64歳の生産年齢人口、15歳以下の年少人口の割合は減少傾向で推移しています。

■総人口および年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

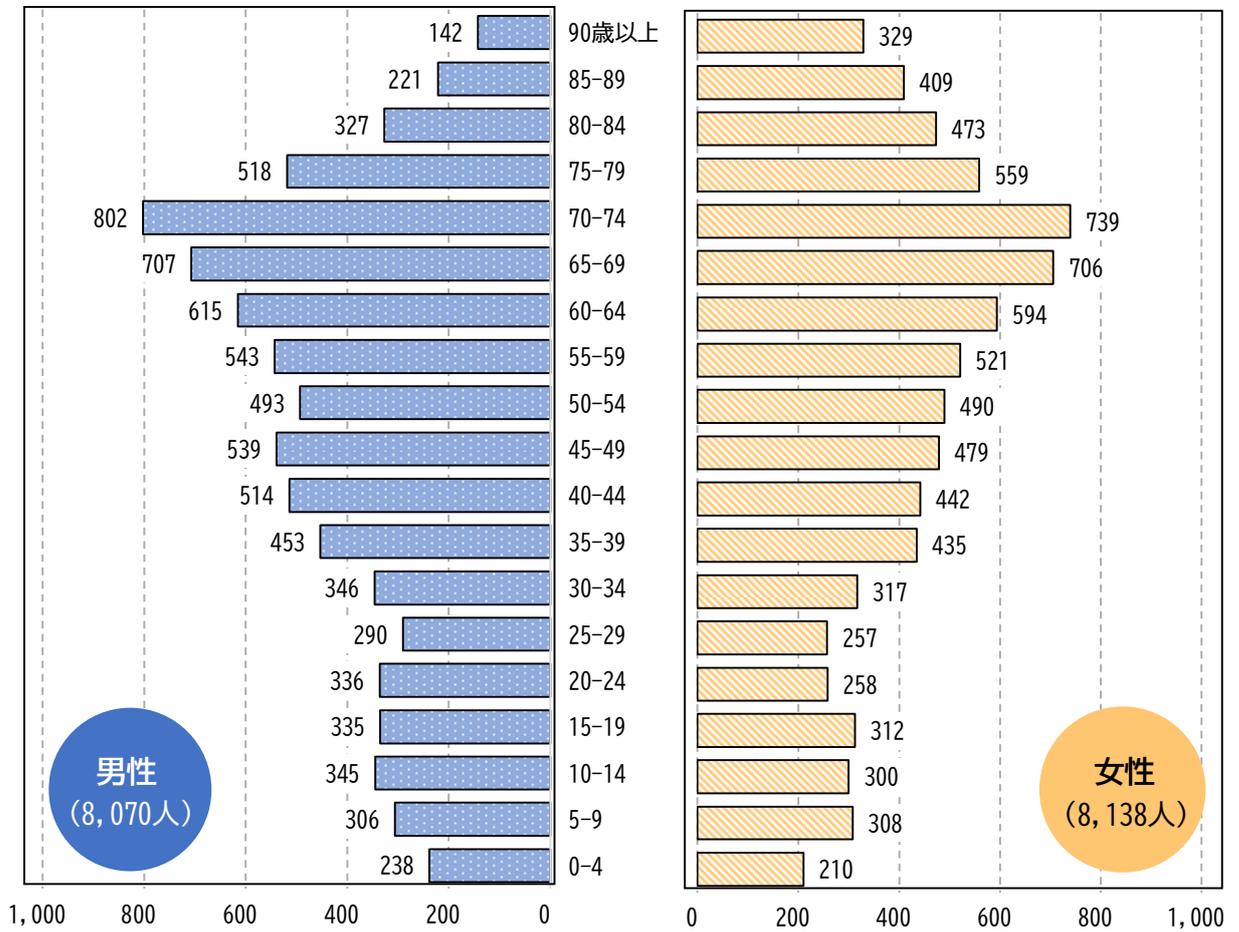
■年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)人口構成

令和6年4月1日現在における人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに「70歳～74歳」の人口が最も多いことから、後期高齢者の増加が見込まれます。

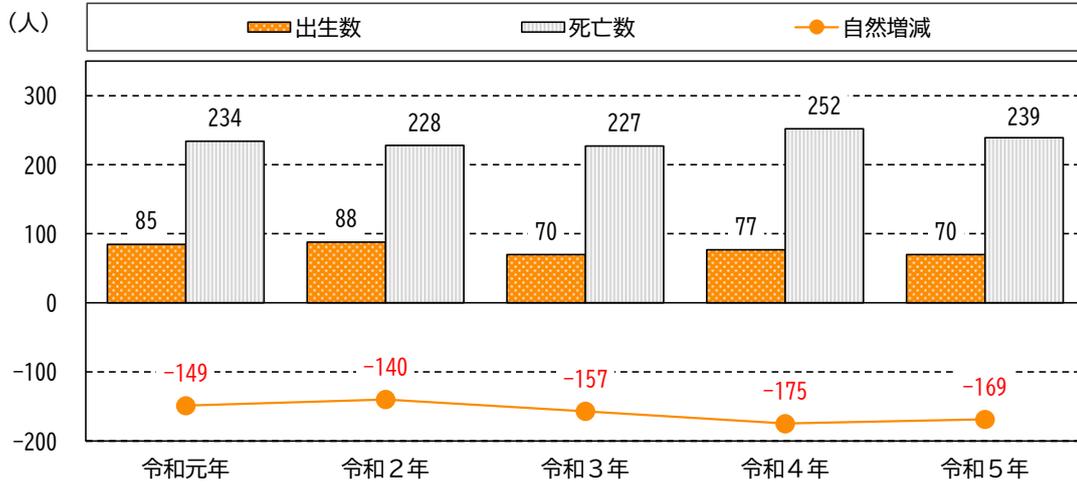


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(3) 自然動態

出生数および死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。令和5年ではマイナス169人の自然減となっています。

■ 出生数および死亡数の推移

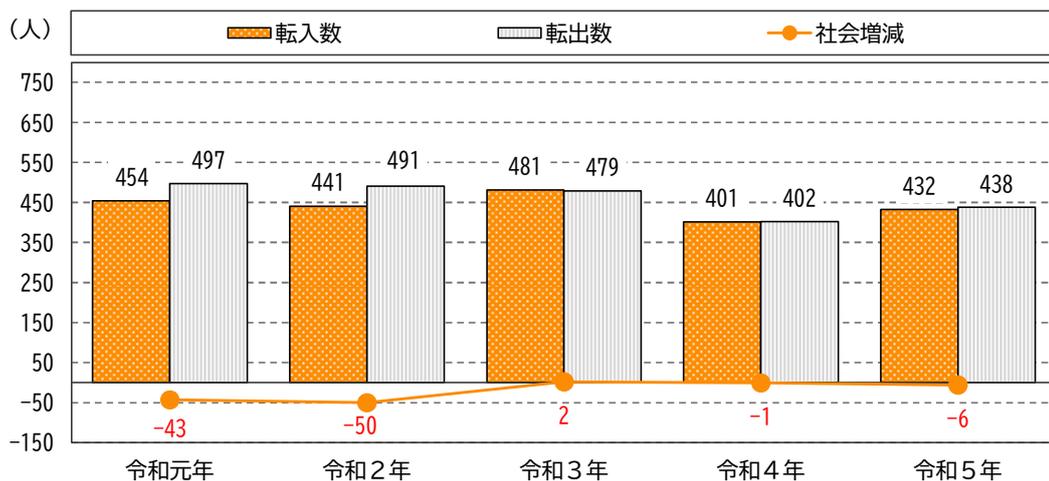


資料：福島県現住人口調査年報

(4) 社会動態

転入者数および転出者数の推移をみると、令和3年を除き、転出者数が転入者数を上回り、転出超過となっていますが、転出超過の人数は令和2年までと比べ減少傾向にあります。

■ 転入者数および転出者数の推移



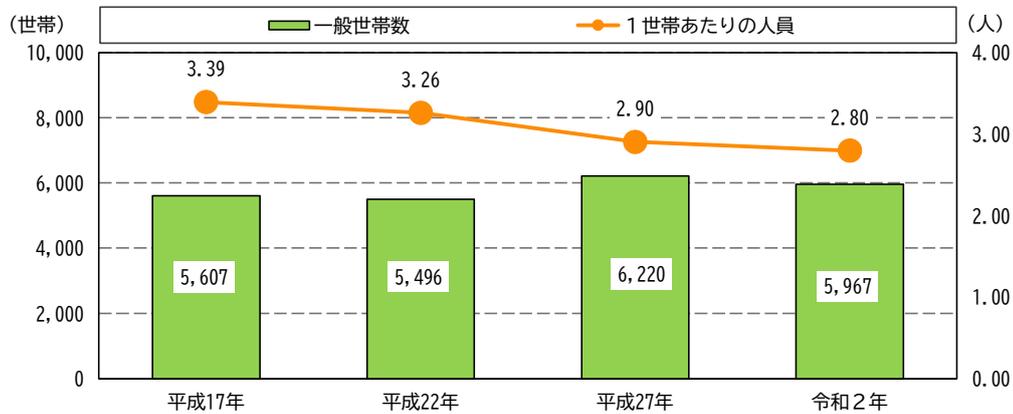
資料：福島県現住人口調査年報

(5)世帯数

世帯数は、平成22年までは減少傾向で推移していましたが、平成27年には増加に転じ、令和2年では減少し5,967世帯となっています。

1世帯あたり人員数は2.80人と減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

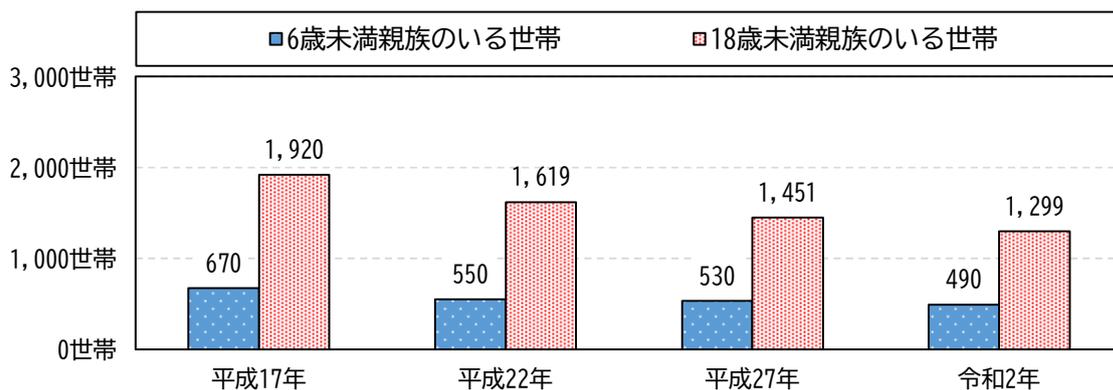


資料:国勢調査

(6)こどものいる世帯数

こどもがいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満の親族のいる世帯は490世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,299世帯となっており、こどものいる世帯は年々減少している状況です。

■こどもがいる世帯数の推移

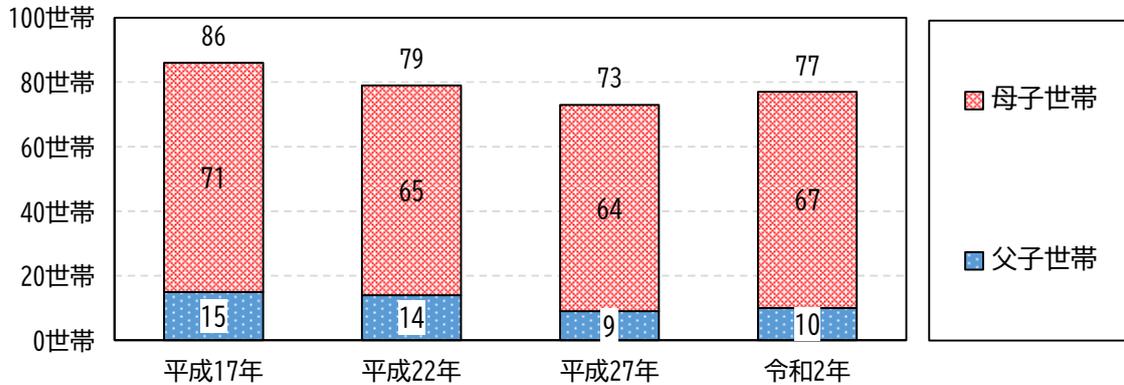


資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

母子・父子世帯数は、母子・父子家庭ともに平成27年までは減少傾向で推移していましたが、令和2年では増加に転じ、母子世帯が67帯、父子世帯が10世帯となっています。

■ 母子世帯および父子世帯の推移



資料：国勢調査

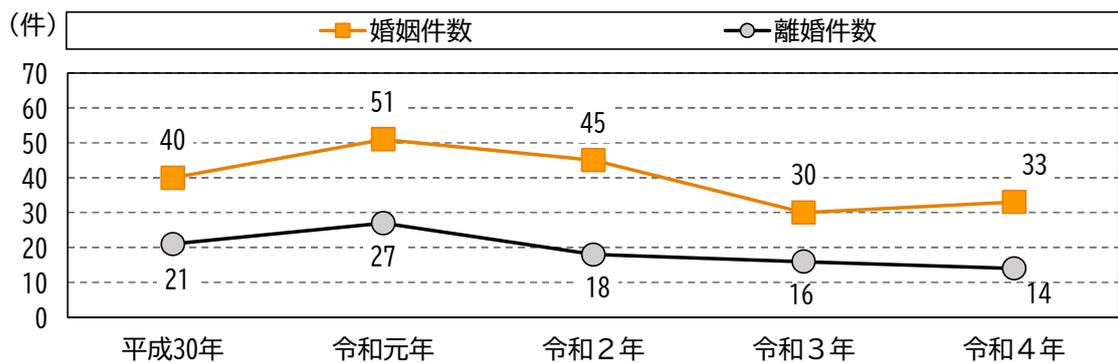
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は、令和元年以降、減少傾向で推移していましたが、令和4年で僅かに増加し、33件となっています。

離婚件数は減少傾向で推移しており、令和4年では14件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移



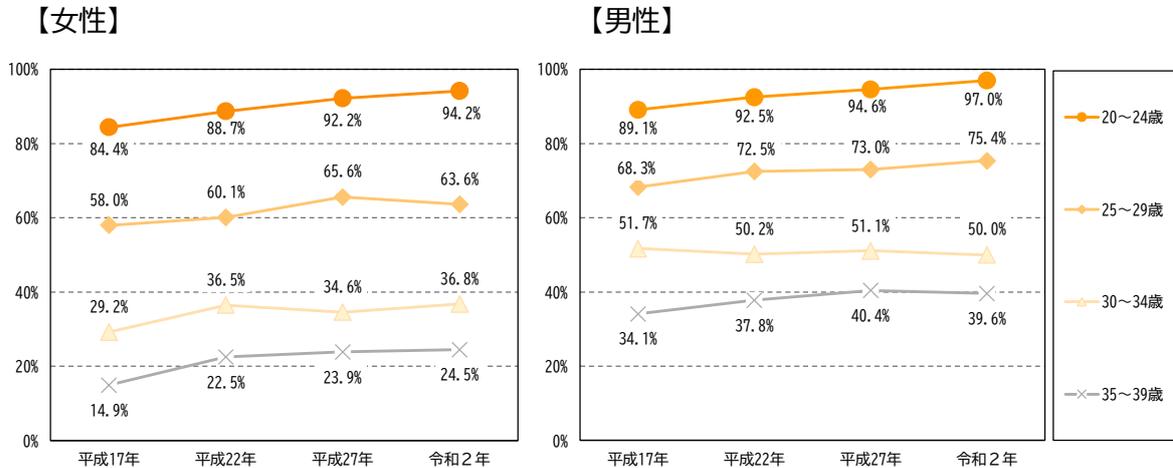
資料：県保健福祉年報 各年10月1日

(2)未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。

増減はありますが、男性の「30歳～34歳」以外は未婚率が上昇傾向にあります。

■未婚率の推移



資料:国勢調査

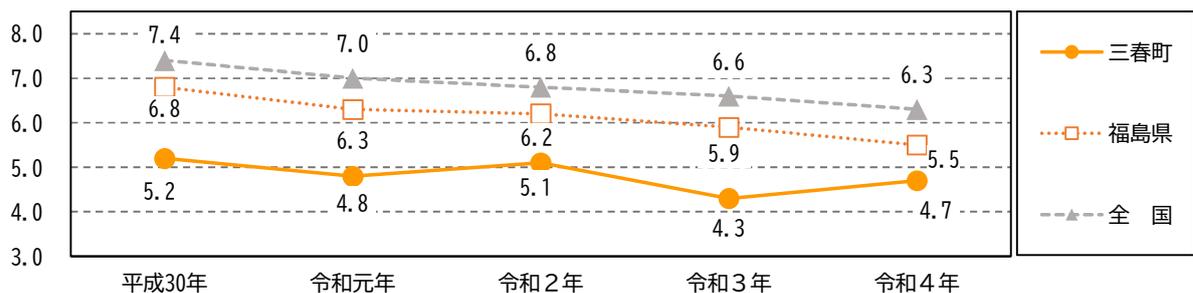
(3)出生率

① 出生率の推移

出生率は、常に全国と福島県を下回って推移していますが、全国、福島県の出生率が下降傾向であり、その差は年々縮まっています。

令和4年では、全国を1.6ポイント、福島県を0.8ポイント下回っています。

■出生率の推移



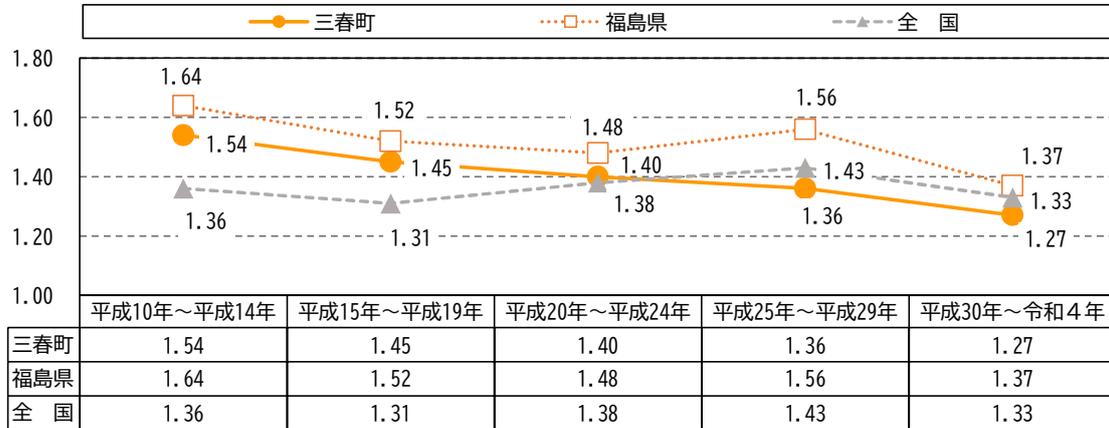
資料:福島県人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの(人口千人対)。

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、下降傾向となっています。平成30年～令和4年では、全国を0.06ポイント、福島県を0.1ポイント下回っています。

■合計特殊出生率の推移



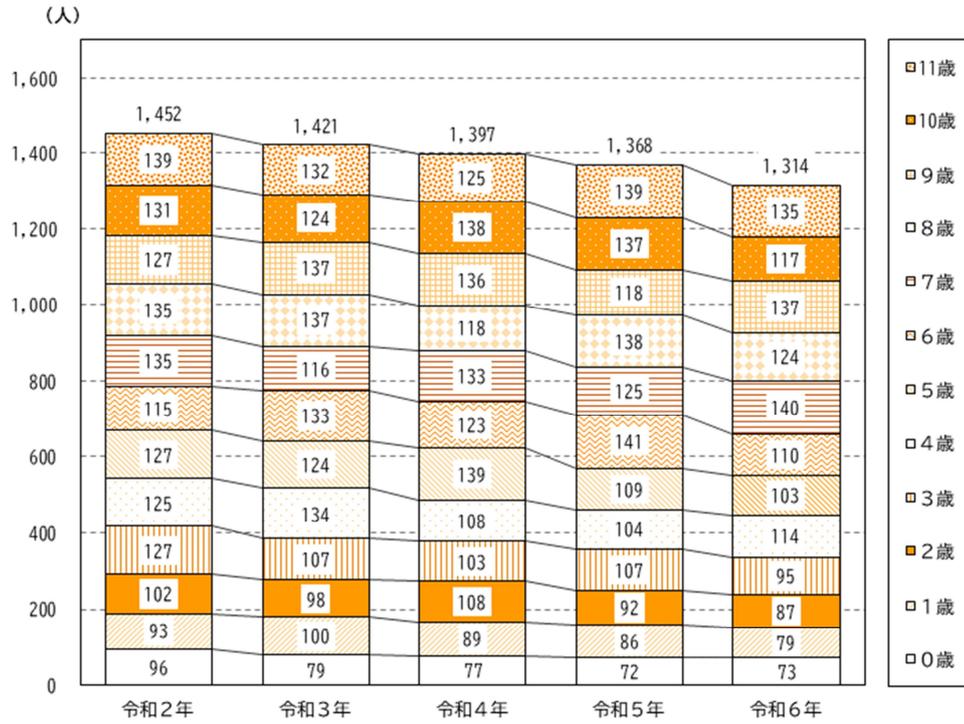
資料：人口動態統計 特殊報告

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均こども数に相当します。

(4) 児童数

0歳から11歳の児童の人口は、減少傾向で推移しており、令和6年では、1,314人となっています。

■ 児童数の推移

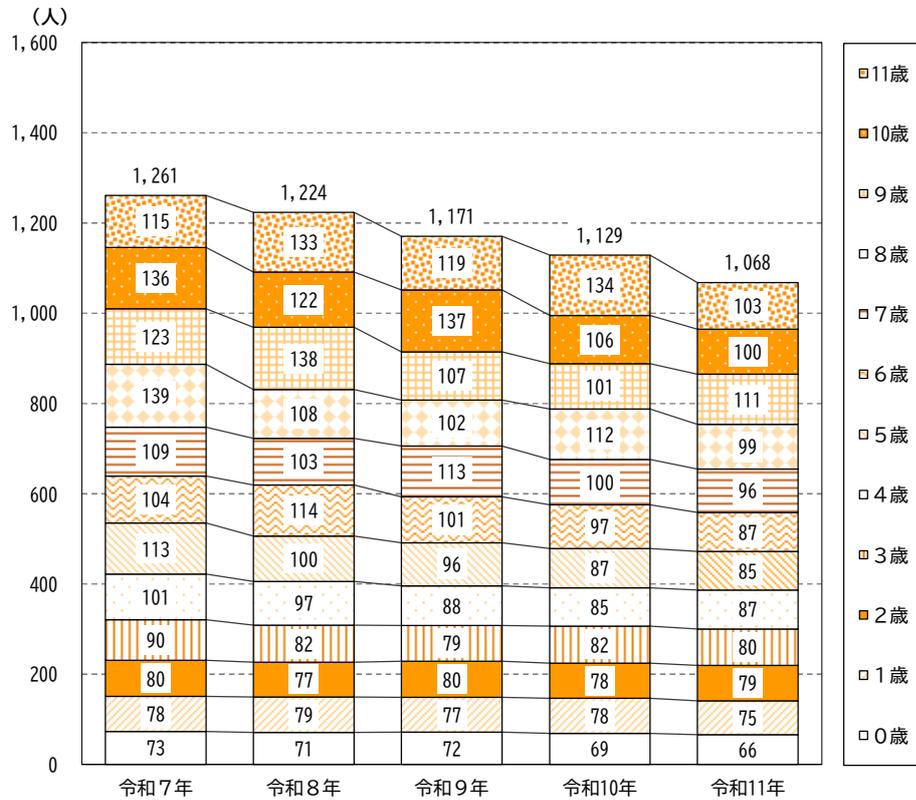


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(5)推計児童数

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、0～11歳の児童人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は1,068人と推計されます。

■児童数の推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

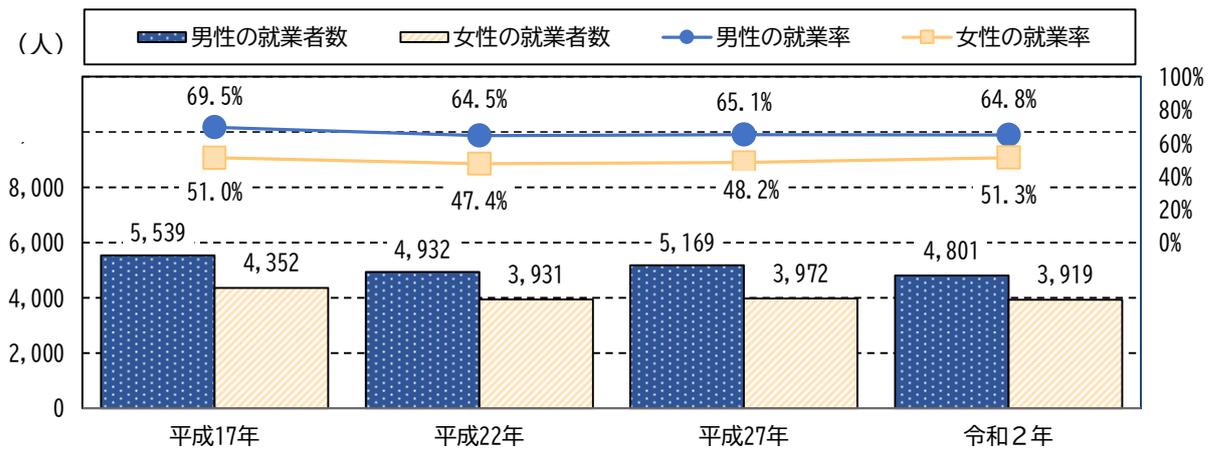
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

就業者数は、令和2年では男性の就業者数が4,801人、女性の就業者数が3,919人となっています。

また、就業率については、多少の増減はあるものの男性、女性とも横ばい傾向になっており、令和2年では男性が64.8%、女性が51.3%となっています。

■ 就業者数の推移

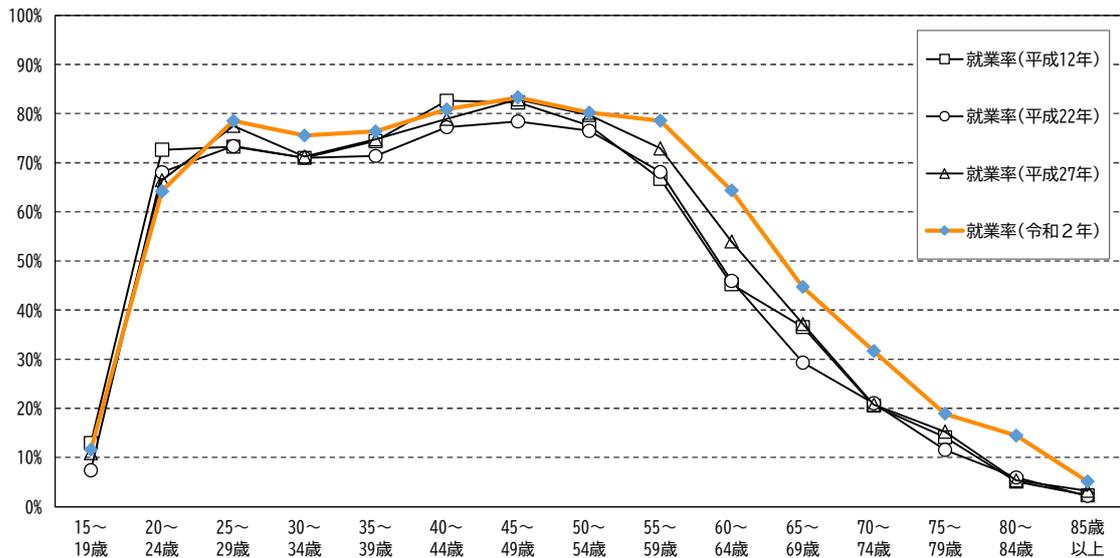


資料: 国勢調査

(2)年齢別労働力率

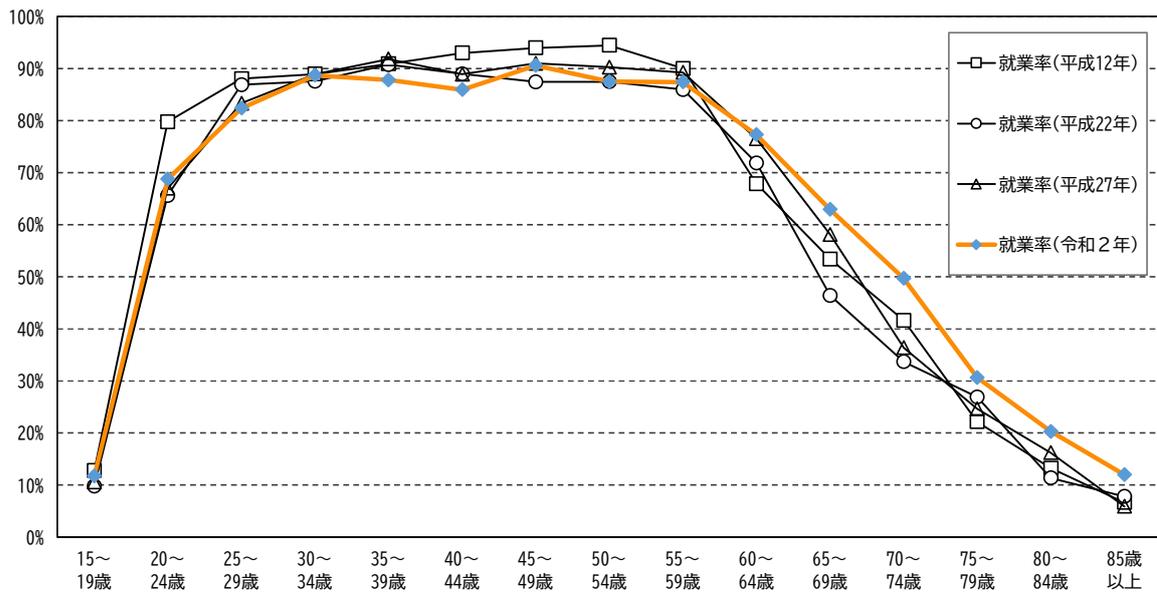
男女年齢別の労働力率をみると、女性の労働力率は、結婚や出産を機にいったん仕事を辞めることによって低下することが知られていますが、近年、落ち込みが浅くなってきており、20代から30代で未婚率の上昇や結婚・出産による離職が減少傾向にあります。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 教育・保育施設の状況

本町の教育・保育施設の利用者数は令和6年度では413人となっています。

■ 保育所等の令和6年度の利用状況(令和6年4月1日現在)

単位:人

	区分	定員数	児童数
【町立】第1保育所	保育 (満1歳から)	120	110
【町立】第2保育所	保育 (満6か月から)	115	109
北保育所	教育 (満3歳から)	40	19
【町立】岩江幼稚園	教育 (満3歳から)	120	60
【町立】中郷幼稚園	教育 (満3歳から)	60	8
【私立】認定こども園 三春幼保園	保育 (満6か月から)	107	71
	教育 (満3歳から)	30	18
【私立】L-kid's 保育園三春 ※小規模保育所	保育 (満3か月から)	19	18
合 計		611	413

資料:子育て支援課

小規模保育所とは、市町村の認可を受けて児童福祉法に位置づけられている保育事業です。0～2歳児を対象とした定員6～19人の小規模な施設で、家庭的保育に近い雰囲気のもとできめ細かな保育が行われるのが特徴です。

(2)小学校・中学校

令和6年度の本町の小学校児童数は796人、中学校生徒数は411人となっています。

■小学校の令和6年度児童数(令和6年4月5日現在)

単位:人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
三春小学校	61	52	45	54	50	49	311
岩江小学校	37	59	45	54	38	45	278
御木沢小学校	10	18	11	13	14	21	87
中妻小学校	3	11	10	7	8	9	48
中郷小学校	3	5	9	3	8	8	36
沢石小学校	2	3	9	10	5	7	36
合計	116	148	129	141	123	139	796

資料:教育課

■中学校の令和6年度生徒数(令和6年4月5日現在)

単位:人

	1年生	2年生	3年生	合計
三春中学校	96	92	93	281
岩江中学校	45	34	51	130
合計	141	126	144	411

資料:教育課

5 アンケート調査結果について

子育て支援施策や若者支援の充実に向けて、計画策定の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、こども・若者の生活実態、将来について、要望・意見等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査の対象

	調査の種類	調査対象者
1	子ども・子育てニーズ調査	令和6年6月1日現在、本町在住の就学前児童の保護者、小学1年生から3年生までの保護者
2	こども・若者意識調査	令和6年6月1日現在、本町在住の15歳から29歳までの方
3	こどもの生活に関する実態調査	令和6年6月1日現在、本町在住の小学5年生児童・中学2年生生徒本人とその保護者としました。

■回収状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
子ども・子育てニーズ調査 就学前児童 保護者	427 件	249 件	58.3%
子ども・子育てニーズ調査 小学生 保護者	413 件	178 件	43.1%
こども・若者意識調査	1,000 件	204 件 (Web : 96 件)	20.4%
子どもの生活に関する実態調査 小学5年生	140 件	61 件	43.6%
子どもの生活に関する実態調査 中学2年生	133 件	60 件	45.1%
子どもの生活に関する実態調査 保護者	273 件	122 件	44.7%

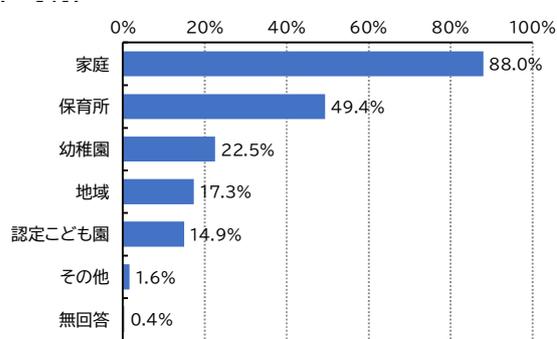
※調査結果について

- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文およびグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

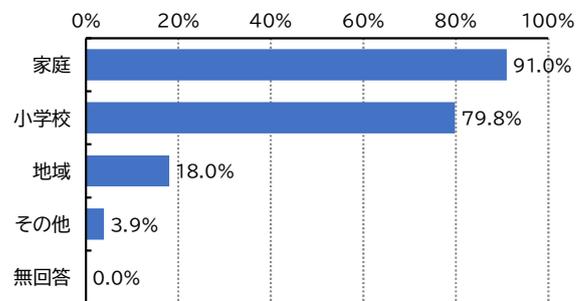
(1)子育てに最も影響すると思われる環境

子育てに最も影響すると思う環境については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「家庭」が最も多くなっています。

◆就学前児童保護者(子ども・子育てニーズ調査)



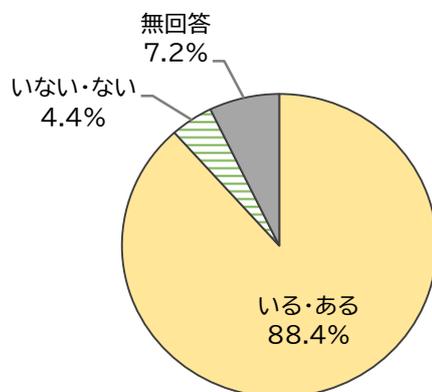
◆小学生保護者(子ども・子育てニーズ調査)



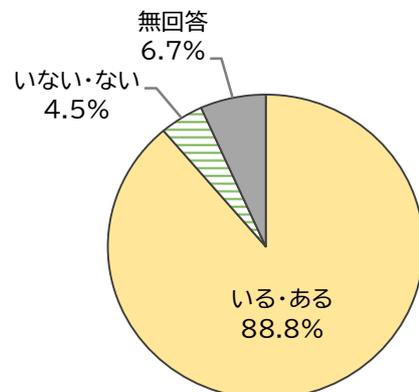
(2)気軽に相談できる相手の有無

子育てをする上で気軽に相談できる相手(先)が、「いる／ある」と回答した保護者は、いずれも8割以上となっていますが、ともに4%以上が「いない／ない」と回答しています。

◆就学前児童保護者(子ども・子育てニーズ調査)



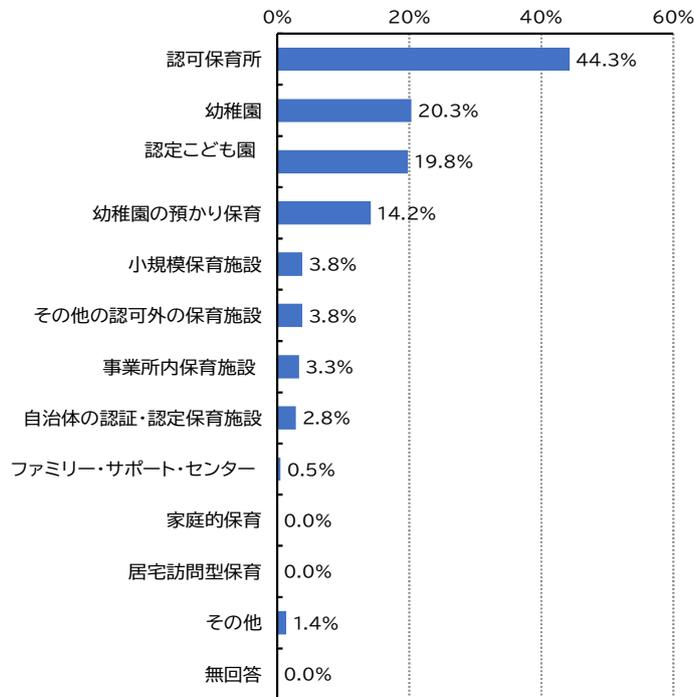
◆小学生保護者(子ども・子育てニーズ調査)



(3) 定期利用している教育・保育事業(子ども・子育てニーズ調査)

就学前児童の教育・保育事業の利用状況をみると、「認可保育所」が44.3%で最も多く、次いで「幼稚園」(20.3%)、「認定こども園」(19.8%)、「幼稚園の預かり保育」(14.2%)と続いています。

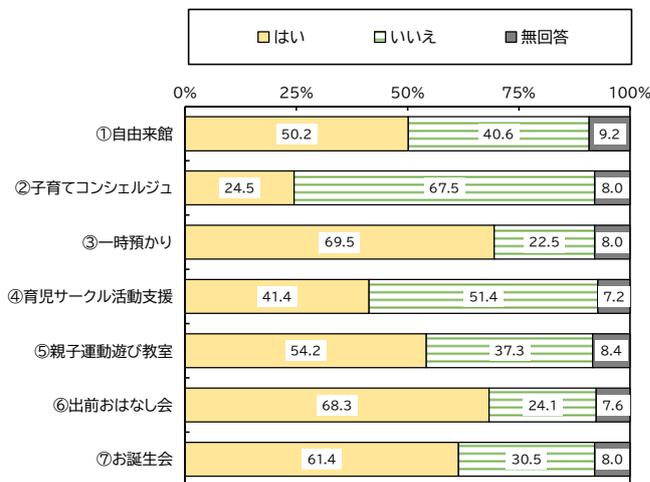
◆現在利用している定期的な教育・保育の事業(子ども・子育てニーズ調査)



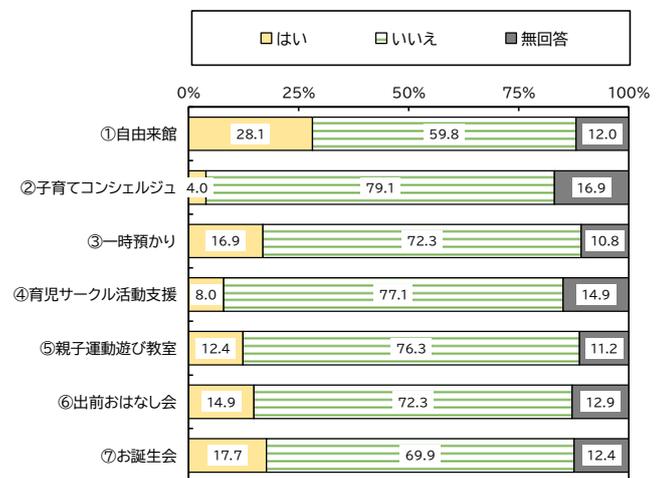
(4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の認知度

本町の地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の認知度、利用経験をみると、認知度は「③一時預かり」が69.5%と最も多く、次いで「⑥出前おはなし会」(68.3%)、「⑦お誕生会」(61.4%)と続いています。利用経験は、「①自由来館」が28.1%で最も多く、次いで「⑦お誕生会」(17.7%)、「③一時預かり」(16.9%)、「⑥出前おはなし会」(14.9%)と続いています。

◆認知度(子ども・子育てニーズ調査)



◆利用経験(子ども・子育てニーズ調査)

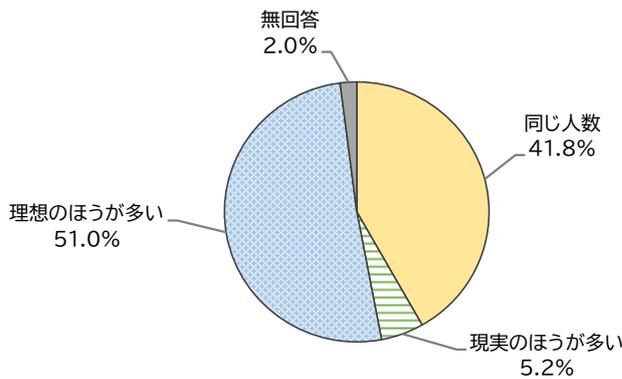


(5)理想と現実のこどもの人数

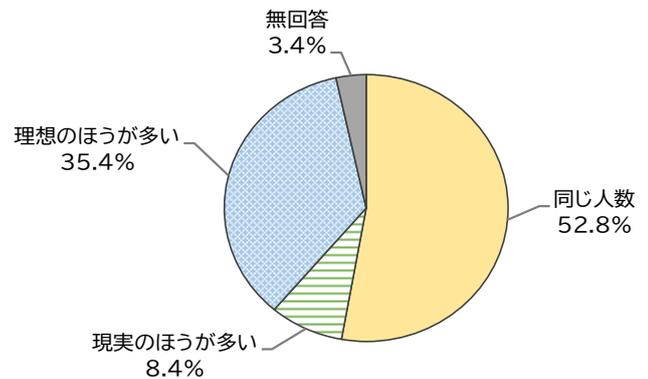
現実と理想のこどもの人数については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「理想のほうが多い」が最も多く、就学前児童保護者は51.0%、小学生保護者、35.4%となっています。

「理想のほうが多い」の理由は、「金銭的な不安や問題のため」、「子育てや家事の負担が大きいため」、「自身やパートナーの年齢的な問題のため」等の回答が多くなっています。

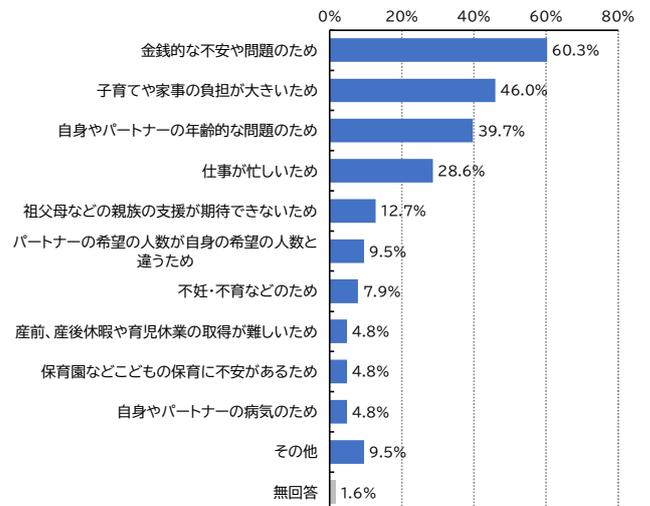
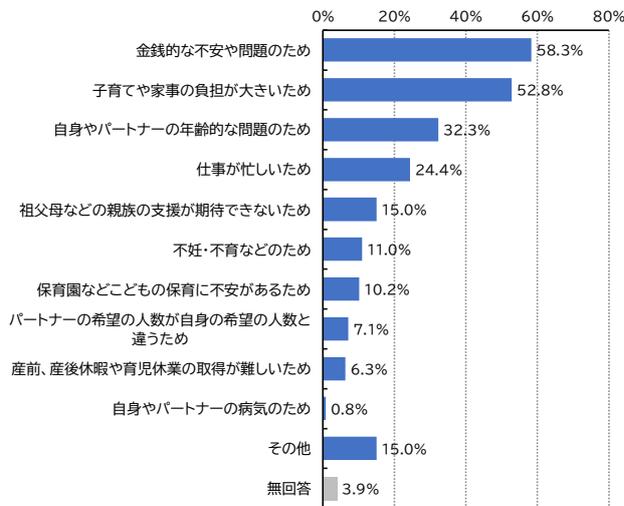
◆就学前児童保護者(子ども・子育てニーズ調査)



◆小学生保護者(子ども・子育てニーズ調査)



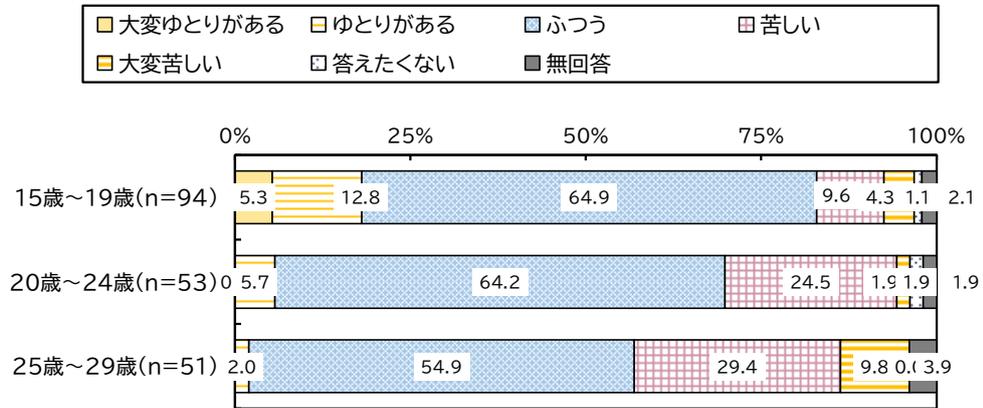
「理想の方が多い」理由(子ども・子育てニーズ調査)



(6)現在の暮らしの状況

現在の生活状況について、年齢別に、『苦しい』(「大変苦しい」と「苦しい」の合計)の割合をみると、「25歳～29歳」が39.2%と最も多く、次いで「20歳～24歳」が26.4%、「15歳～19歳」が13.9%となっています。

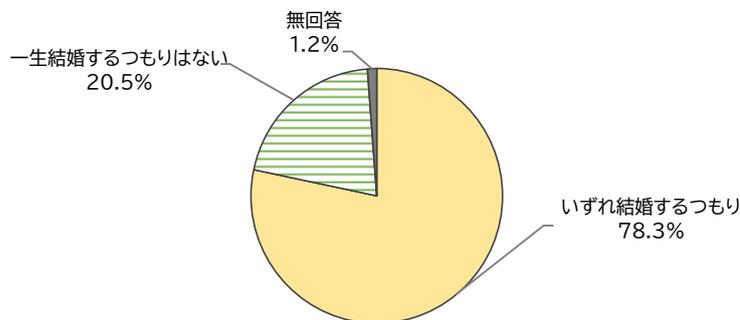
◆暮らしの状況(こども・若者意識調査)



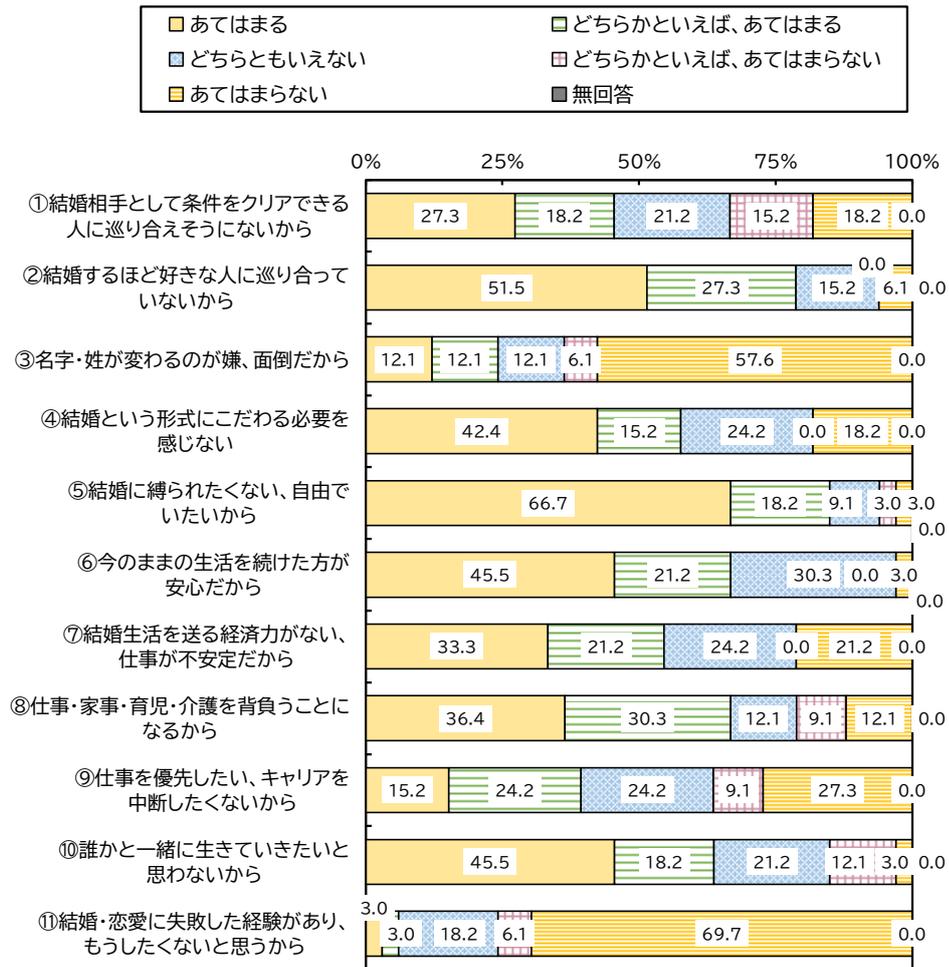
(7)結婚観について

結婚観については、「一生結婚するつもりはない」が20.5%となっており、その理由については、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」が84.9%、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」が78.8%、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」と「今のままの生活を続けた方が安心だから」が66.7%、「結婚という形式にこだわる必要を感じない」が57.6%、「結婚生活を送る経済力がない、仕事が不安定だから」が54.5%となっており、結婚、出産後の育児の負担や経済的な不安を抱えている方も多くいます。

◆結婚観(こども・若者意識調査)



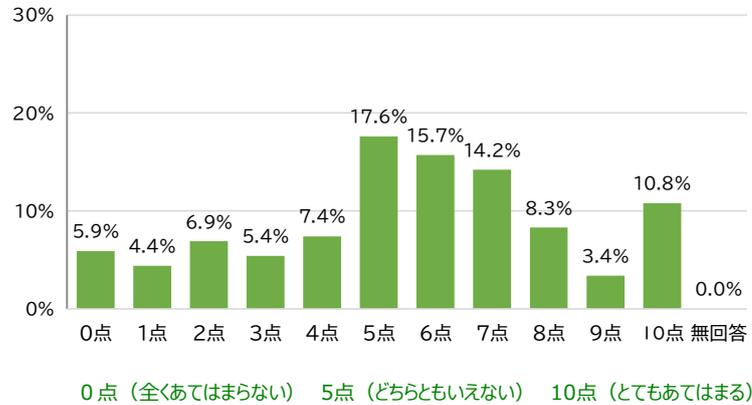
◆結婚したくない理由(こども・若者意識調査)



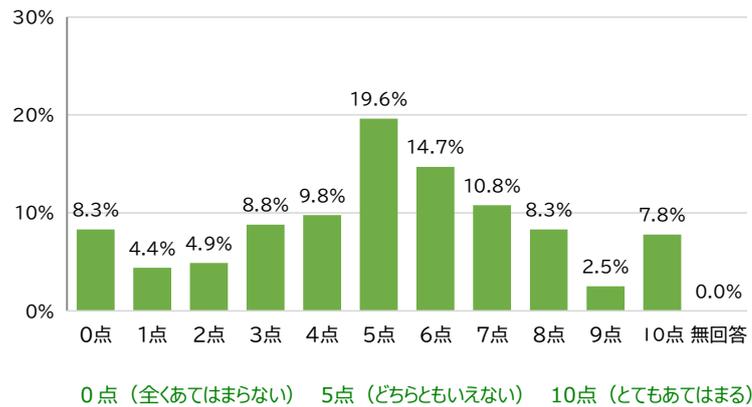
(8)自己肯定感

自分自身のことについて、肯定的な回答(0点から10点の選択肢のうち6点以上)をみると、「今の自分が好きか」は52.4%、「自分自身に満足している」は44.1%、「自分には自分らしさというものがある」は、67.1%。「自分は今、幸せである」は66.2%となっています。

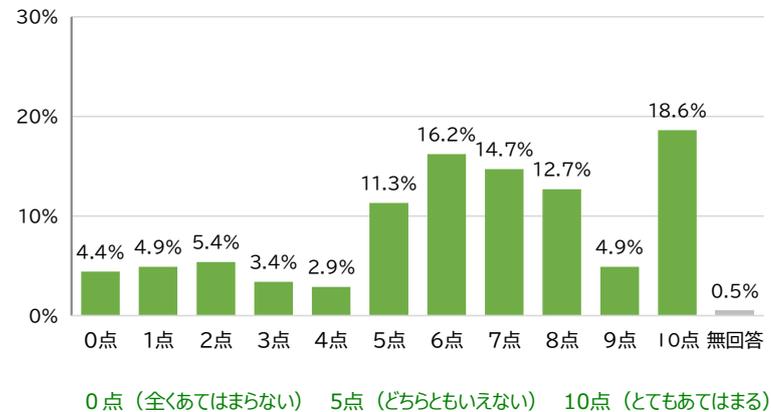
◆今の自分が好きだ(こども・若者意識調査)



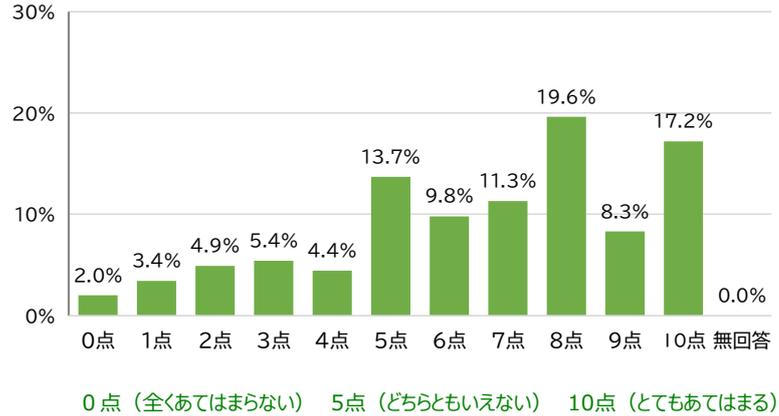
◆自分自身に満足している(こども・若者意識調査)



◆自分には自分らしさというものがある(こども・若者意識調査)



◆自分は今、幸せである(こども・若者意識調査)

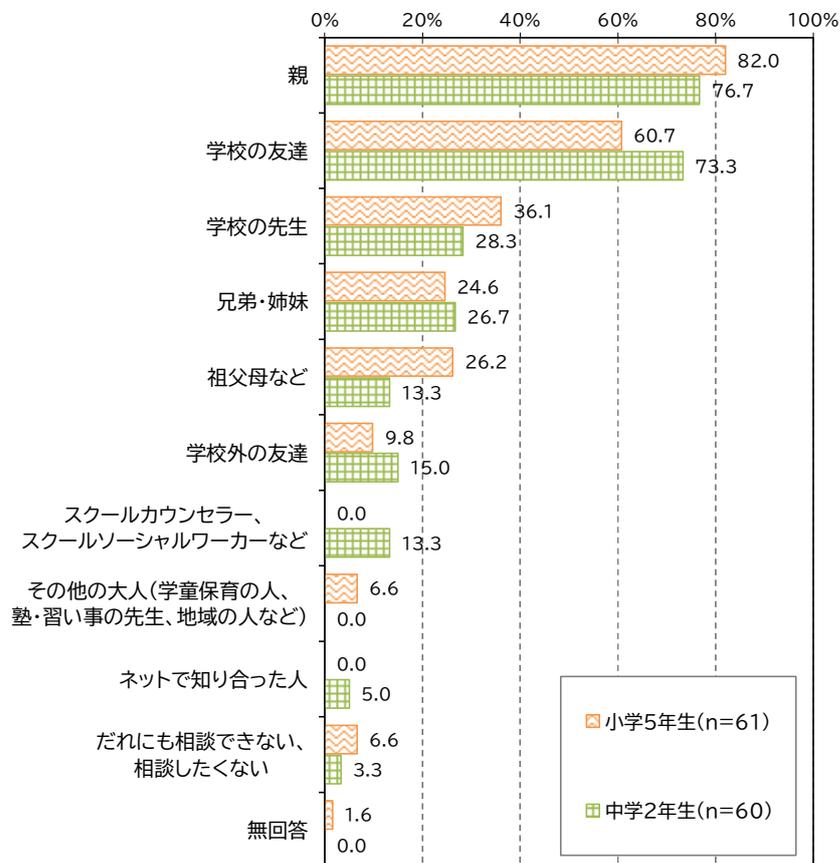


(9) 児童生徒の困りごとと悩みごとの相談先

悩みごと等を相談できる人は、小学5年生では、「親」が82.0%と最も多く、次いで「学校の友達」(60.7%)、「学校の先生」(36.1%)と続いています。中学2年生では、「親」が76.7%と最も多く、次いで「学校の友達」(73.3%)、「学校の先生」(28.3%)と続いています。

また、「だれにも相談できない、相談したくない」は小学生が6.6%、中学生が3.3%となっています。

◆困りごとと悩みごとの相談先(こどもの生活実態調査)

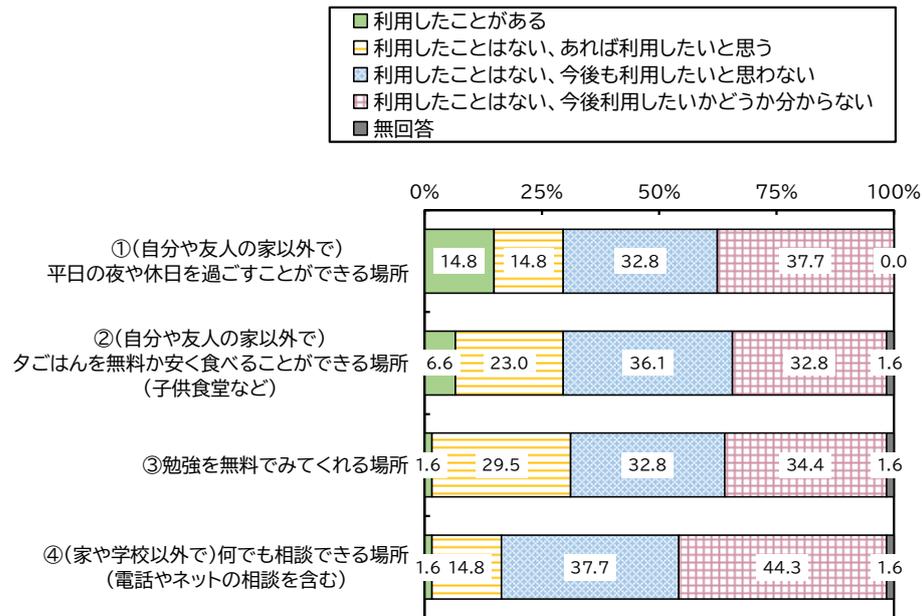


(10)居場所について

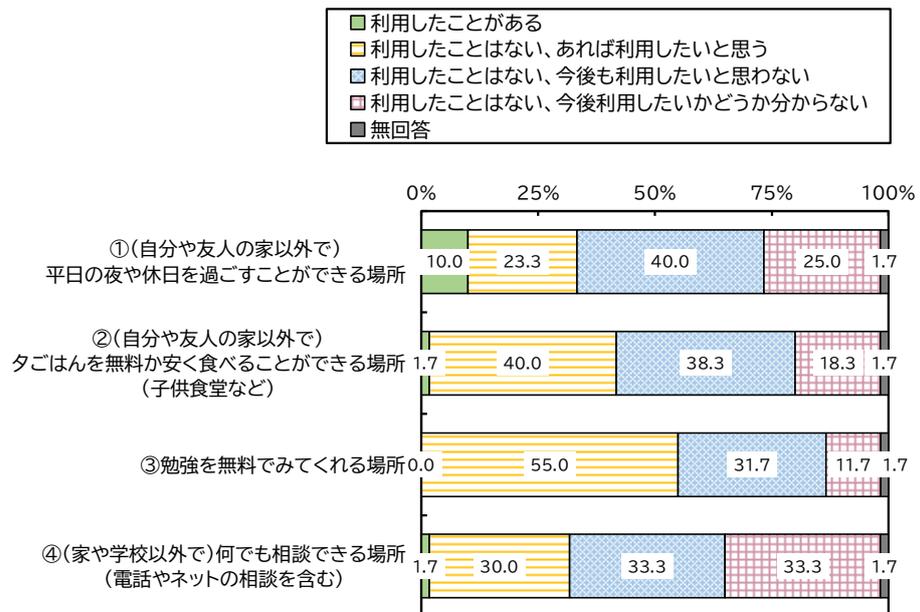
家や学校以外の居場所について、「利用したことがある」と回答した割合を見ると、「①(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が、小学5年生で14.8%、中学2年生で10.0%と最も多くなっています。

また、「利用したことはない、あれば利用したい」との回答では「③勉強を無料でみてくれる場所」が、小学5年生で29.5%、中学2年生で55.0%と最も多くなっています。

◆小学5年生(こどもの生活実態調査)



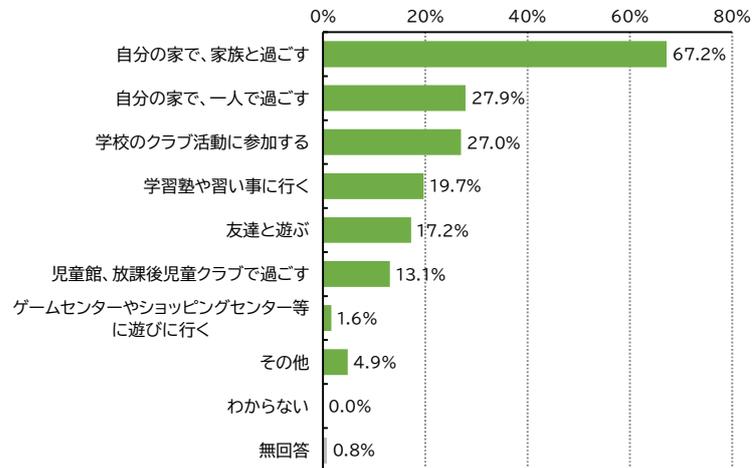
◆中学2年生(こどもの生活実態調査)



(11)放課後の過ごし方

お子さんの学校が終わった後の過ごし方は、「自分の家で、家族と過ごす」が67.2%と最も多く、次いで「自分の家で、一人で過ごす」(27.9%)、「学校のクラブ活動に参加する」(27.0%)、「学習塾や習い事に行く」(19.7%)、「友達と遊ぶ」(17.2%)等と続いています。

◆小学5年生、中学2年生保護者(こどもの生活実態調査)

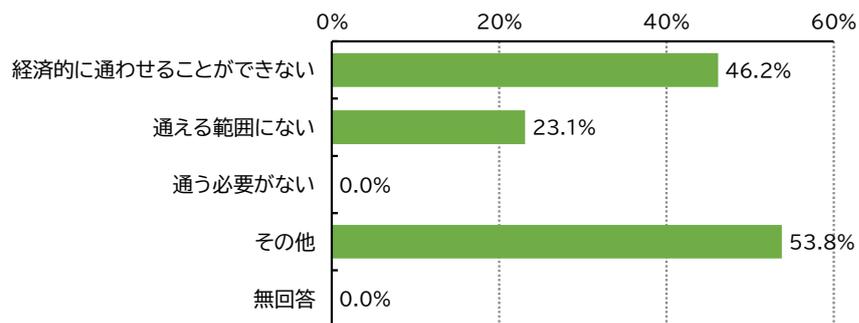


(12)お子さんが望んでいる習い事に通えていない理由

習い事に通えていない理由は、「経済的に通わせることができない」が46.2%と最も多く、次いで「通える範囲にない」が23.1%となっています。

また、「その他」は53.8%となっており、「送迎ができない」、「検討中」等の回答がありました。

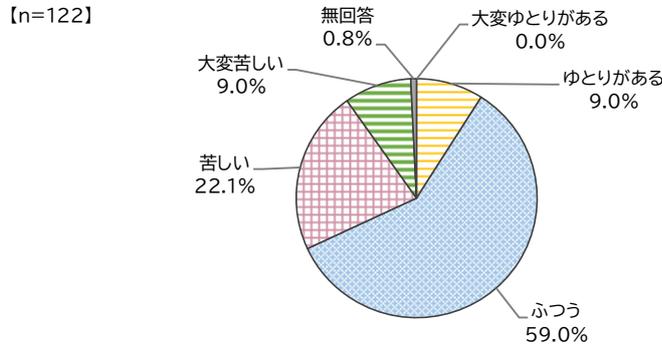
◆小学5年生、中学2年生保護者(こどもの生活実態調査)



(13)現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、「ふつう」が59.0%と最も多く、次いで「苦しい」(22.1%)、「ゆとりがある」(9.0%)、「大変苦しい」(9.0%)となっています。

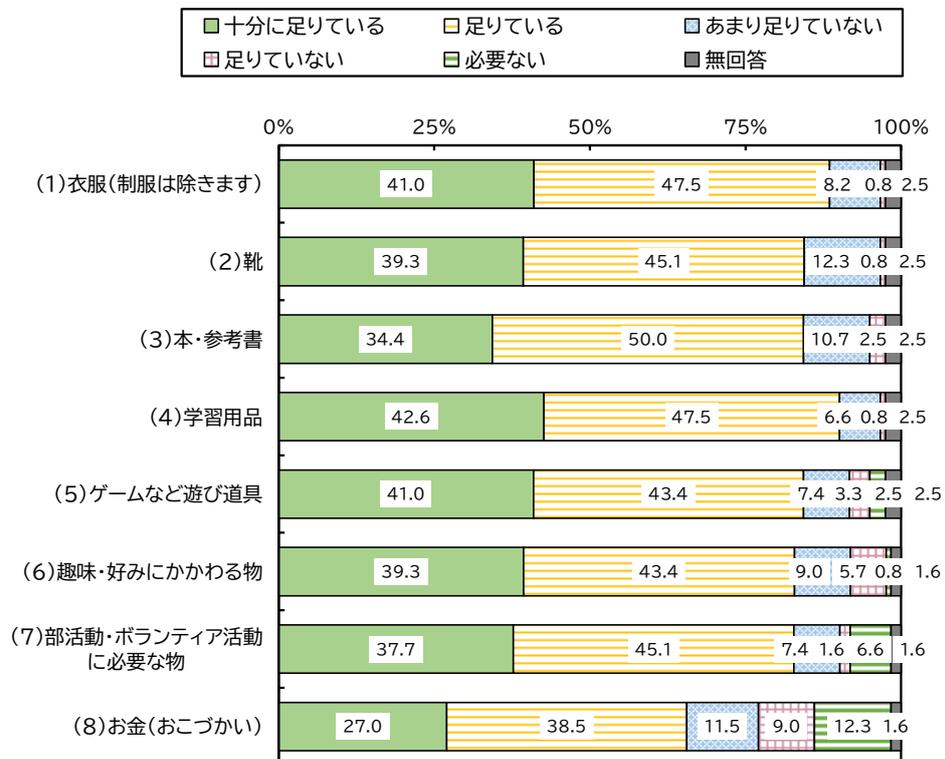
◆小学5年生、中学2年生保護者(こどもの生活実態調査)



(14)必要な物の充足度

お子さんたちに必要な物の充足度は、『足りていない』(「足りていない」と「あまり足りていない」の合計)の割合は、「(8)お金(おこづかい)」が20.5%と最も多く、「(6)趣味・好みにかかわる物」(14.7%)、「(3)本・参考書」(13.2%)、「(2)靴」(13.1%)、「(5)ゲームなど遊び道具」(10.7%)、「(1)衣服(制服は除きます)」、「(7)部活動・ボランティア活動に必要な物」(ともに9.0%)、「(4)学習用品」(7.4%)となっています。

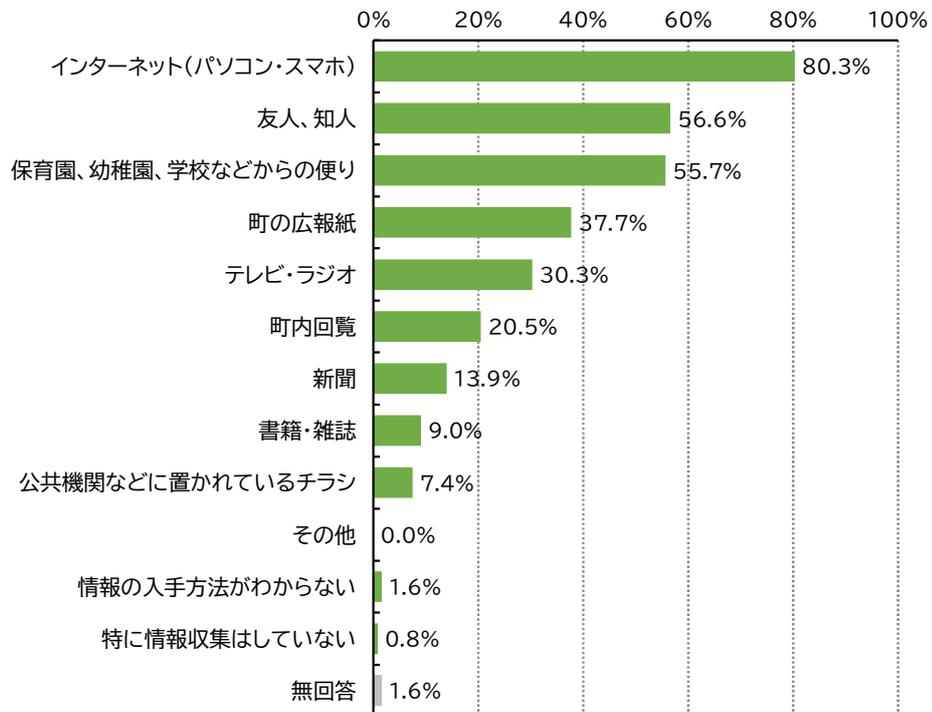
◆小学5年生、中学2年生保護者(こどもの生活実態調査)



(15)情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、「インターネット(パソコン・スマホ)」が80.3%と最も多く、次いで「友人、知人」(56.6%)、「保育園、幼稚園、学校などからの便り」(55.7%)、「町の広報紙」(37.7%)、「テレビ・ラジオ」(30.3%)、「町内回覧」(20.5%)と続いています。

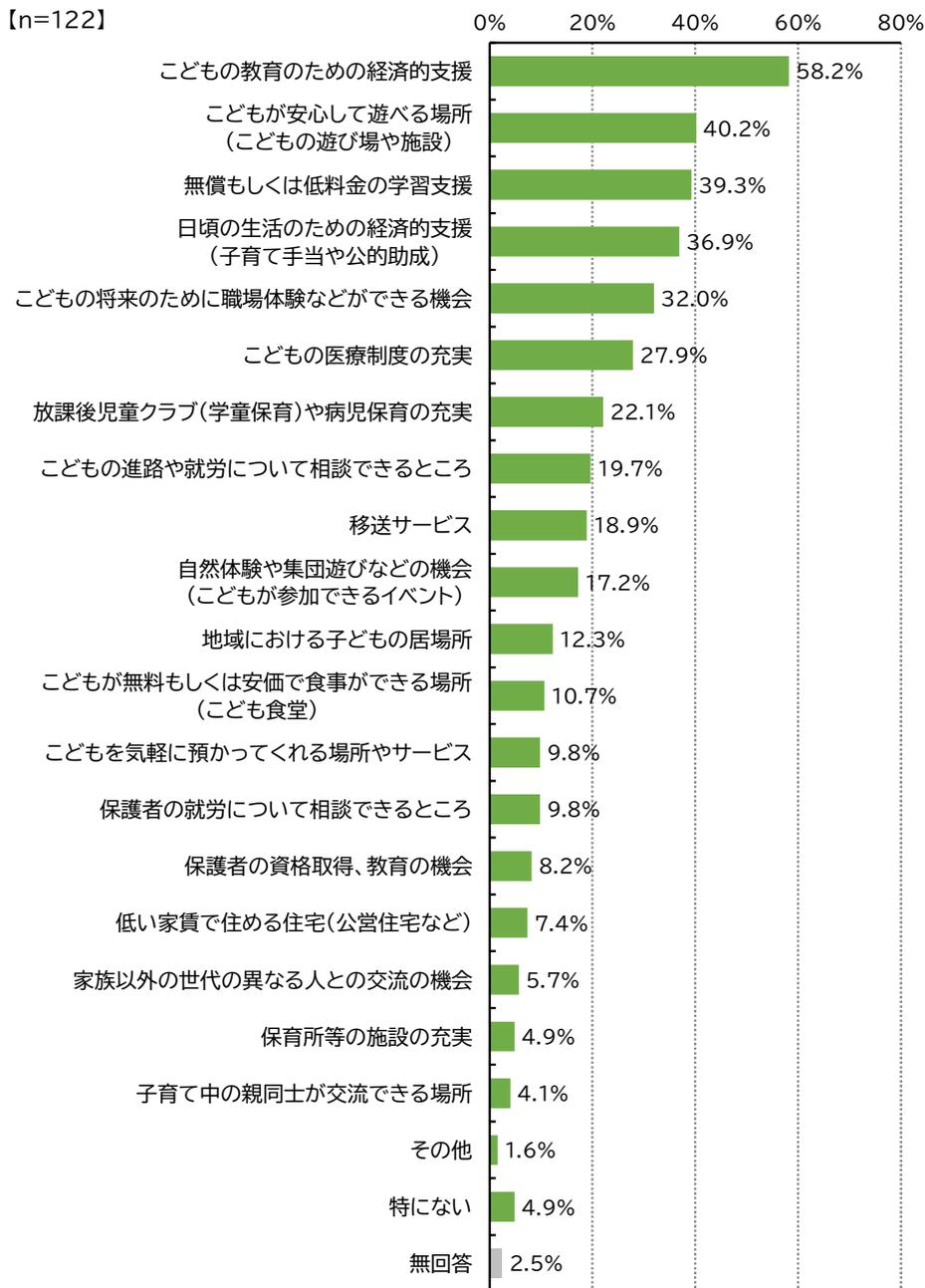
◆小学5年生、中学2年生保護者(こどもの生活実態調査)



(16)必要、重要だと思う支援

必要、重要だと思う支援は、「こどもの教育のための経済的支援」が58.2%と最も多く、次いで「こどもが安心して遊べる場所(こどもの遊び場や施設)」(40.2%)、「無償もしくは低料金の学習支援」(39.3%)、「日頃の生活のための経済的支援(子育て手当や公的助成)」(36.9%)、「こどもの将来のために職場体験などができる機会」(32.0%)と続いています。

◆小学5年生、中学2年生保護者(こどもの生活実態調査)



6 地区懇談会、高校生アンケート結果

第8次三春町長期総合計画の策定にあたり、地区懇談会、高校生へのアンケート等を実施しており、その中から本計画の分野に関わる一部を抜粋し記載します。

(1)各地区の課題(一部抜粋)

第8次三春町長期総合計画の策定にあたり開催した地区懇談会において、参加者から出た三春町の課題は以下の通りです。

地区	主な課題(子ども・若者に関わる分野)
沢石地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊べる場所がない。 ・子どもが少ない、学校が遠い。 ・若い人が働ける場所がない、若い女性の流出を止めるべき。 ・若い世代向けのまちづくりができていない。 ・婚活の場を設けるべき。 ・住宅団地の提供や移住・定住施策を強化すべき。
要田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの思い出になる行事が少ない。 ・若い人とのつながりが少ない。(地域コミュニティ) ・買い物する場所、お店が少ない。 ・娯楽施設がない。 ・公園が少ない。 ・若い人の出会いの場を増やすべきだ。
御木沢地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が少ない。 ・地域の伝統文化の継承が難しい。 ・児童クラブの時間がもう少し長いと良い、定員が少ない。 ・屋内遊び場が欲しい。 ・子育て支援に対する補助を充実してほしい。 ・働く場所が少ない、情報発信をしてほしい。 ・若者の集まる場所がない。
岩江地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の遊び場が少ない。 ・教育の質が問題。 ・子どもの数を増やす必要がある。 ・若い人の出会いの場が必要。 ・若者の地域活動の参加者が少ない。 ・若い人との交流の場が必要。
中妻地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少ない。 ・小学校の廃校は問題。 ・通学距離が長い。 ・若者の出会い場を作って欲しい。 ・子どもたちに中妻のよさを伝える機会がない。 ・子育て支援金が少ない。 ・三春の里周辺に子どものあそび場が少ない。 ・若者中心の催事が少ない。

地区	主な課題(子ども・若者に関わる分野)
中郷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少ない。 ・お嫁さんが少ない。婚活事業等の工夫がない。 ・結婚祝い金等子育て支援の充実が必要。 ・学力が低下している。 ・若者の活躍の場がない。 ・子ども達の遊ぶ場所がない。 ・若者が少ない、後継者不足。
三春地区 大町・北町	<ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の充実が必要。 ・共働きが多いため育児支援が必要。 ・子どもの遊び場がない。 ・子どもの習い事を探すのが大変。 ・若い人向けの婚活イベントが少ない。 ・小学生は集団登校の方が良いのでは。 ・小学校は旧町内の中心地のままとするべき。 ・田村高校が存続できる対策を。 ・待機児童数等、保育機関の情報がわからない。 ・通学路の安全確保・歩道整備。 ・遊び場、公園が少ない。 ・若い人が増えるような施策が必要。
三春地区 中町	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所が少ない。 ・家庭での子どもへの教育が難しい。 ・小中高生との交流をもっと盛んにすべき。 ・転入者等、新しい方にも気軽に声をかけやすい環境が必要。
三春地区 八幡町	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費を無料化すべき。 ・地域を担う若い世代が少ない。 ・子どもが少ない、遊ばせる魅力的な遊び場が欲しい。 ・結婚し、子どもを持ちたいと思う環境整備が必要。 ・出会いの場が少ない。
三春地区 荒町	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の子どもの遊び場がない。 ・道路が狭く通学が心配。 ・若者の出会いの場の創出が必要。 ・子どもの育成のため、新図書館の整備や資料の活用が望まれる。 ・子どもの減少等により、祭りの取り組み方を考える必要がある。 ・若い人の働く場が少ない。 ・町を出た若い人が戻ってこない。
三春地区 新町	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの室内遊び場がない。 ・地域の子供との接点を持たない。 ・働く場所が欲しい。
三春地区 八島台	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校が遠い。 ・屋内遊び場が欲しい。 ・子どもの数も減り、お祭りの規模も縮小。

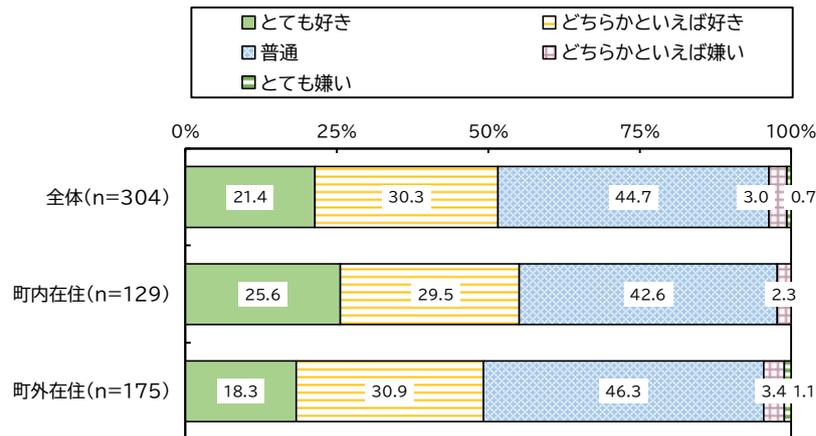
(2)三春町が好きか

全体では「普通」が最も多く44.7%、次いで「どちらかといえば好き」(30.3%)、「とても好き」(21.4%)となっています。

三春町が好きな方(「とても好き」と「どちらかといえば好き」の合計)は、全体が51.6%、町内在住が55.0%、町外在住が49.1%となっています。

◆高校生(新たな総合計画のための高校生アンケート)

※アンケートの対象者:町内在住の16歳~18歳および田村高校に通う生徒(町外在住者含む)

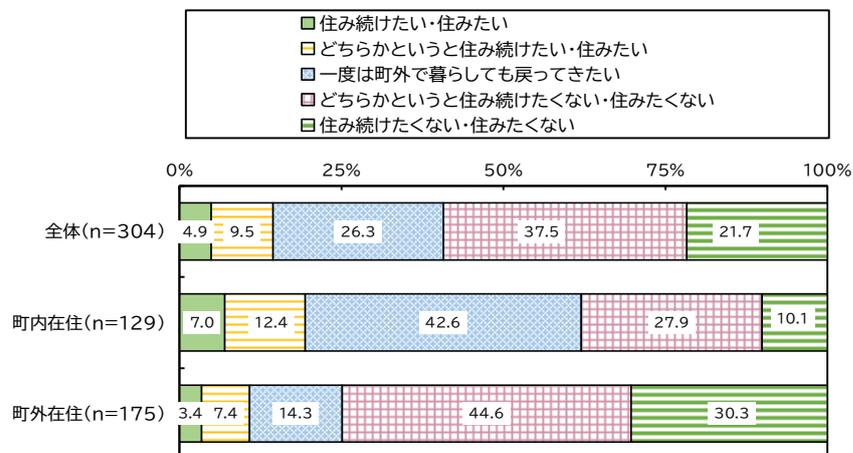


(3)今後三春町で暮らしたいか

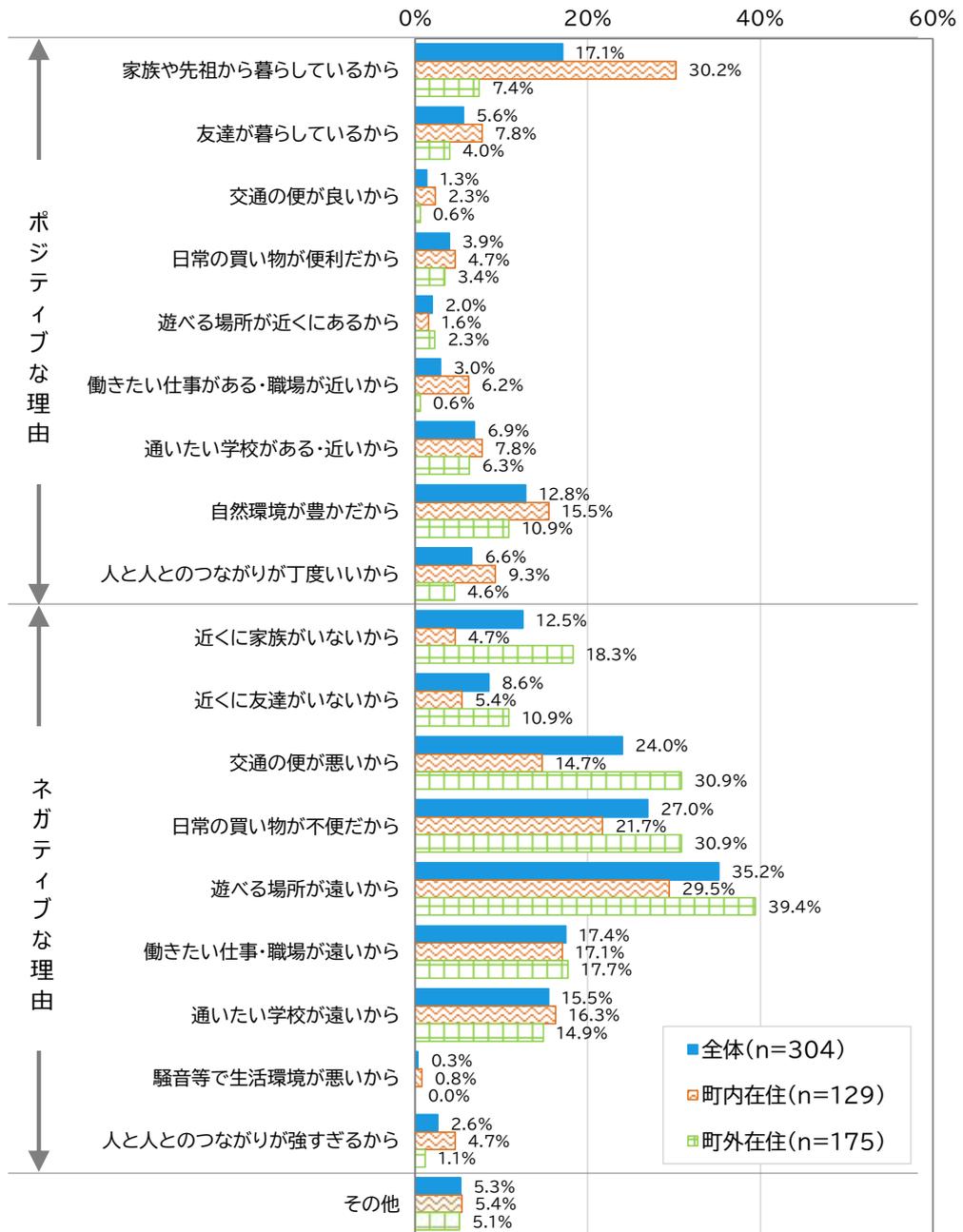
今後三春町で暮らしたいかは、「どちらかというとも住み続けたくない・住みたくない」が37.5%と最も多くなっています。町内在住者は、62.0%が将来的な定住意向があり、町外在住者は7割以上が定住希望なしとなっています。

定住希望がない理由としては、「遊べる場所が遠いから」が35.2%と最も多く、次いで「日常の買い物が不便だから」(27.0%)、「交通の便が悪いから」(24.0%)、「働きたい仕事・職場が遠いから」(17.4%)となっています。

◆高校生(新たな総合計画のための高校生アンケート)



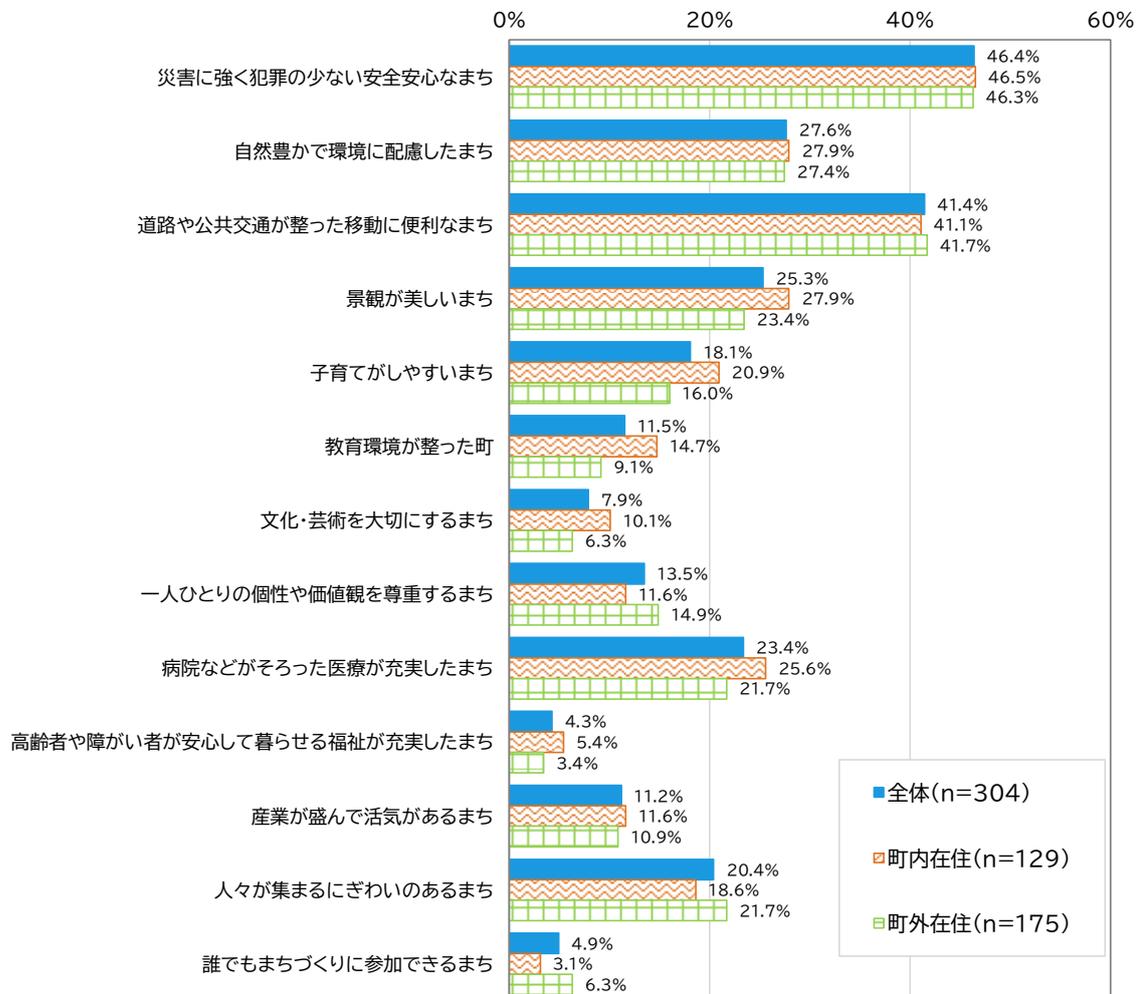
◆住みたい/住みたくない理由(新たな総合計画のための高校生アンケート)



(4) 将来どんな町に住みたいか

将来どんな街に住みたいかは、全体では「災害に強く犯罪の少ない安全安心なまち」が46.4%と最も多く、次いで「道路や公共交通が整った移動に便利なまち」(41.4%)、「自然豊かで環境に配慮したまち」(27.6%)となっています。

◆ 高校生(新たな総合計画のための高校生アンケート)



7 アンケートや町の現状からみる今後の課題

(1) こども・子育て支援体制の充実

子育て支援等の情報の入手先は、「インターネット(パソコン・スマホ)」が80.3%と最も多く、次いで「友人、知人」(56.6%)等となっています。

支援制度については、保護者の子育ての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、その対象者や制度の内容・目的、利用方法等の情報が必要とする人に届き、適切な利用に結びつくよう、SNSのさらなる活用等、必要な情報が早く、正確に、わかりやすく届くよう周知方法の工夫と、それぞれの生活状況に寄り添う相談体制の充実が重要です。

小学5年生、中学2年生の保護者の現在の暮らしの状況は「大変苦しい」、「苦しい」が31.1%となっています。また、必要、重要と思う支援については「こどもの教育のための経済的支援」が6割近くを占めています。

生活困難に陥りやすい傾向にある家庭の早期把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度の利用に向け専門相談へとつなげることが重要です。

すべての家庭において、いざとなったときの相談相手は特に重要であり、地域とのつながりの確保やアウトリーチの支援も含めた相談窓口の充実が必要です。

経済的な悩みを抱えている家庭に対して、行政の支援のみならず社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業等、適切な支援の制度への理解や利用に結び付けるための取り組みが重要です。

地区懇談会では、「こどもの遊び場」が少ないとの意見が多くありました。

ゲームやデジタルデバイス等の普及により屋外でのびのびと遊ぶ機会が減少していくことも考えられ、こどもの健全育成の観点から、身近な場所に安全で安心できる遊び場、居場所の確保が求められています。

子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困、ヤングケアラー等、様々な問題を含んでいることから、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援等の充実を図るとともに、問題が潜在化しやすい家庭状況にあるこども・家庭もいることから、関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実を図り、こどもの置かれた状況の早期把握、対応等総合的な支援が求められています。

(2)すべてのこども・若者が安心して過ごせる環境づくり

15歳～29歳の回答者に自分自身のことについて尋ねた結果、肯定的な回答(0点から10点の選択肢のうち6点以上)をみると、「今の自分が好き」かは52.4%、「自分自身に満足している」は44.1%、「自分には自分らしさというものがある」は67.1%、「自分は今、幸せである」は66.2%となっています。

こども・若者が夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会とするためには、自己肯定感を高め、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりが必要です。

そのため、こども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めていくことが重要です。

また、こども・若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

15歳～29歳の現在の生活状況について、「大変苦しい」と「苦しい」の合計は24.5%となっており、回答者の年齢が上がるほどその割合は増加していく傾向となっています。

若者の就労支援は、若者が自立する基本であり、社会の活力を維持する上でも極めて重要であることから、一人でも多くの若者が就労につながるよう様々な取り組みを推進していくことが重要です。

結婚観については、「一生結婚するつもりはない」が20.5%となっており、その理由の中では、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」が66.7%、「結婚生活を送る経済力がない、仕事が不安定だから」が54.5%となっており、結婚、出産後の育児の負担や経済的な不安を抱えている方が多くいます。

また、地区懇談会でも、「若者の出会いの場」を求める声も多くありました。

結婚を希望する人に対する、出会いの場の支援や結婚、出産後も安心して働ける環境づくりとともに、子育ての尊さや喜びを伝える等、若いうちから結婚や子育てに対してすばらしさ、大変さを包括し、受け入れ、希望を持ってライフプランに取り入れられる意識の啓発が重要です。

(3)地域全体で子育て家庭を支えるまち

本町の女性の就業状況をみると平成22年以降、上昇傾向にあり、25歳から39歳の就業者数も増加しています。

今後も働く女性の増加、それに伴い共働き世帯も増加していくものと予測されます。

今後は、キャリアアップをめざす女性や家事・育児に関わりたい男性等、多様な家族の在り方に応じた支援や、すべての子育て家庭が平常時・非常時間問わずそれぞれが必要とする支援につながることで、安心してこどもを育てられる環境の整備を行政・子育てに関わる地域全体で取り組むことが重要です。

高校生のアンケートにおいても、将来どんな町に住みたいかについて、約2割が「子育てがしやすいまち」と回答しています。

若い世代から、男女にかかわらず家事・育児を協力して行うことや家庭の大切さ等の意識形成を図るための啓発活動、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会全体で取り組みを啓発していく必要があります。

子育てについての相談者、相談できる場所については、就学前児童保護者の4.4%、小学生保護者の4.5%が「いない・ない」と回答しています。

子育てに関する相談内容は、育児、教育、親子関係、保護者の就労、経済的困窮等、多岐にわたるため、子育て世帯が迷わずに安心して相談することができるよう、関係機関等との連携体制の整備、分かりやすい情報提供等、包括的な支援体制の充実がとともに地域全体で子育て家庭をサポートしていく体制も重要です。

8 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

令和2年3月に策定した「第2期三春町子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目、本町が実施する地域子ども・子育て支援事業の進捗状況は以下のとおりです。

(1)教育・保育の提供体制の進捗状況

認定・年齢	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定 3～5歳	①量の見込み	人	74	70	67	60
	②確保方策	人	120	120	120	75
	③実績	人	94	78	78	78
	③-①差異	人	20	8	11	18
2号認定 3～5歳	①量の見込み	人	271	255	244	219
	教育ニーズ	人	84	79	76	68
	保育ニーズ	人	187	176	168	151
	②確保方策	人	324	324	324	339
	③実績	人	270	266	266	247
	③-①差異	人	-1	11	22	28
3号認定 0～2歳	①量の見込み	人	186	177	163	156
	3号認定 (0歳)	人	47	44	42	41
	3号認定 (1・2歳)	人	139	133	121	115
	②確保方策	人	170	170	170	225
	③実績	人	148	163	163	149
	③-①差異	人	-38	-14	0	-7

(2)地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

【利用者支援事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	か所	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1
実績	か所	1	1	1	1

【地域子育て支援拠点事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人回	465	445	408	391
確保方策	人回	465	445	408	391
実績	人回	1,009	857	1,020	1,208

【妊婦健康診査】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人回	1,125	1,065	1,005	990
確保方策	人回	1,125	1,065	1,005	990
実績	人回	1,000	1,003	957	1,070

【乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	回	75	71	67	66
確保方策	回	75	71	67	66
実績	回	50	50	26	59

【養育支援訪問事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	回	10	10	10	10
確保方策	回	10	10	10	10
実績	回	9	9	19	14

【子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人日	211	210	211	211
確保方策	人日	211	210	211	211
実績	人日	368	298	225	127

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人日	21,111	19,866	18,976	17,036
確保方策	人日	21,111	19,866	18,976	17,036
実績	人日	15,713	15,411	13,486	10,499

【一時預かり事業(預かり保育事業以外)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人回	2,357	2,233	2,086	1,936
確保方策	人回	500	500	500	2,500
一時預かり事業	人回	0	0	0	2,000
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	人回	500	500	500	500
実績	人回	0	48	103	259

【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人	208	206	205	210
1年	人	67	66	66	68
2年	人	45	45	44	45
3年	人	38	38	38	39
4年	人	38	38	38	39
5年	人	16	16	16	16
6年	人	4	4	3	3
確保方策	人	160	160	190	210
		3か所	3か所	4か所	4か所
実績	人	175	180	193	232

【延長保育事業】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人	108	102	96	88
確保方策	人	108	102	96	88
実績	人	373	312	413	86

【病児を保育する事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業)】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	人日	28	27	25	23
確保方策	人日	15	25	30	30
実績	人日	7	36	28	8

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第2期三春町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「次代を担う笑顔あふれる子どもをみんなで育てるまち 三春」を基本理念に掲げ、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていける温かいまちづくりをめざしてきました。

国の子ども大綱では、すべての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏まえつつ、新たな基本理念「“みはるが好き”な子どもあふれるまち 三春 ～地域ではぐくむ郷土愛と豊かな心～」掲げ、滝桜保存会等の町の豊かな自然環境を守る取り組みや、三匹獅子、盆太鼓、長獅子等の伝統文化の継承、子ども神輿や地区運動会等の地域活動、コミュニティスクール等の地域住民との関わりや地域資源を活かした教育等を通じ、子どもや若者が世代を超えた人と人とのつながりの中から、「みはるが好き」という郷土愛と地域を守る気持をはぐくみます。

地域全体での子ども・若者への支援、子育て世帯への支援を通じて、子ども・若者はもちろん、多くの世代が三春町に住み続けたいと思えるまちづくり、また、進学や就職で町外への転出した場合でも、まちへの郷土愛を持ち続け、将来的に戻ってきたり、「ふるさと」として大切に思い続けてもらえるまちづくりをめざします。

【基本理念】

“みはるが好き”な子どもあふれるまち 三春
～地域ではぐくむ郷土愛と豊かな心～

2 計画の基本的な視点

こども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組みます。

(1)こどもの視点

すべてのこどもが尊重され、こども・子育て支援が真にこどもが健やかに幸せに育つためのものであるよう、こども自らの成長を応援し、こどもの視点を大切にしたい取り組みを推進します。

(2)若者の視点

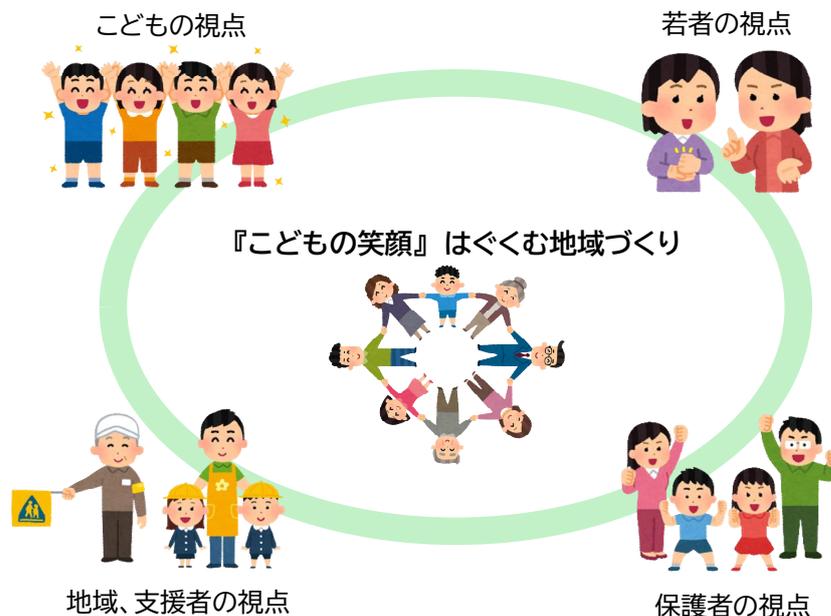
若者は次の世代を担う重要な存在です。若者が自らの意見を表明し、社会に積極的に参加できる機会を提供し、若者が自立して未来を切り開くための支援を充実させる取り組みを推進します。

(3)保護者の視点

就労し、教育・保育施設を利用している子育て家庭のみならず、在宅で子育てをしている家庭への支援等こどもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てができることを応援する取り組みを推進します。

(4)地域、支援者の視点

保護者が地域の中で孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用して、そのネットワークを強化し、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進します。



3 計画のめざす姿

本計画はこども大綱や町の現状を踏まえ、めざす姿を設定し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

めざす姿 1 こども・若者を地域全体ではぐくむまち

本町は豊かな自然、文化、伝統があり、世代を超え文化、伝統が伝承されています。

また、各地域の特徴を大切にし、地域住民が関わりあい、地域づくり、子育てを行っています。

今後も地域全体でこども・若者をはぐくむまちづくりを進め、幼少期から人とのかかわり、地域とのかかわりを通じてこども・若者も含めた多世代の地域コミュニティづくり、地域への親しみや郷土愛の意識を醸成し、こども、若者を含め多くの人が町の魅力を再認識し、将来も住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

また、すべての子育て当事者が安心して子育てができるよう、幼児期から切れ目のない経済的負担の軽減や、さまざまな子育て支援事業を提供します。子育てと仕事を両立しやすくし、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図ります。

めざす姿 2 こども・若者が自分らしく成長できるまち

こどもや若者に対する支援を推進するため、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、こどもの成長段階に応じた支援の充実を図り、こどもの心身の成長や、若者の将来の生活を幸せな状態で送ることができるよう、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない施策の充実を図ります。

めざす姿 3 こども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

こども一人ひとりの個性を尊重して可能性を拓き、活躍できる社会をめざすために、こどもの権利について広く周知し、社会全体で共有するとともに、こども・若者とその家族がいきいきと生活できる環境づくりに努めます。

障がい、疾病、虐待、生活困窮、その他の事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、こどもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

4 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。



5 こども施策の推進

子育て支援の充実のためには、妊娠前から幼児期・学童期・青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が必要です。

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う窓口として、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の相談を一体的に行い、妊娠・出産・育児・虐待防止など、こどもに関わる様々な課題に対し、ワンストップの相談体制、保護者一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行っています。

本計画は、こども関連施策のほか、健康、教育、まちづくり、防犯など広範囲にわたっています。そのため、こども家庭センターを中心として子育て支援課など庁内の各部署の連携を深め、横断的な連携体制を構築し、幅広い視点で各種施策の取り組みを推進していきます。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 ◆ めざす姿 1 ◆ こども・若者を地域全体ではぐくむまち

◆ 基本施策 ◆

(1) 子育て家庭と地域のつながり

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進していきます。

また、家庭内でこどもの基本的な生活習慣、自立心等をはぐくむ教育を行うための保護者の学びを促すことや、身近に相談相手がない状況にある保護者に対する切れ目のない支援していくため、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進していきます。

こどもの生活実態調査では、子育てに関する情報の入手先は、「インターネット(パソコン・スマホ)」が8割以上と最も多くなっています。今後はSNSを活用するなど、子育て世帯や保護者のニーズに合わせた情報発信・相談の仕組みづくりが重要となっています。

◆ 取り組みの方向性



- ・子育てに関連するサークル・団体等のネットワーク化による連携・協力し、地域における子育て支援の輪の拡充と子育て支援に向けた人材の確保を図ります。
- ・アプリ等も活用した相談や情報提供を行うとともに、こどもへの親としての関わりの工夫や子育てに関する情報の周知を図ります。
- ・一時預かり、ファミリー・サポート・センター等に関する取り組みを推進し、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

◆ 主な事業

- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・幼稚園在園児対象の一時預かり事業(預かり保育)
- ・一時預かり事業(預かり保育事業以外)
- ・子育て学びふれあい事業
- ・育児サークル、親子活動サークルへの支援事業
- ・スポーツ少年団等への育成・支援事業
- ・交通安全指導・啓発事業
- ・HP・冊子等による子育ての情報提供事業

※事業内容は、「4 実施事業一覧」(72頁)に記載しています。

◆ 基本施策 ◆

(2) こどもの居場所、遊び、体験機会の提供

地域のつながりの希薄化や少子化による子ども同士の育ち、学び合いの機会の減少等によって、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっていることから、地域交流の場としての居場所づくりや子ども・若者の主体性を尊重する観点から、「行きたい」、「居たい」、「やってみたい」という子ども・若者の視点を大切にした居場所づくりの推進が求められます。

こどもの生活実態調査では、必要、重要だと思う支援について「こどもが安心して遊べる場所(こどもの遊び場や施設)」との回答が4割を超えています。

遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力等の社会情動的スキルの双方をはぐくむことに加え、多様な動きを身に付け、健康の維持、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるものです。子ども・若者の健やかな成長の原点となる多様な体験・外遊びを含む様々な遊びの機会が、地域や成育環境に関わらず、年齢や発達に応じて得られるように創出する必要があります。

◆ 取り組みの方向性



○遊びや体験活動の推進

- ・こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため質の高い幼児教育・保育を推進します。
- ・放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動に取り組みます。

○こどもの生活習慣の形成・定着

- ・乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達および健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあることから、乳幼児健診・相談等を通し、こどもの発達に応じた食生活や基本的な生活習慣を身に着けることができるよう、普及啓発活動を実施します。

○こどもまんなかまちづくりの推進

- ・こどもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流を生み出す機会の創出等の取り組みを推進します。

○子ども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップ解消

- ・児童生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女共同参画社会、人権の尊重、ジェンダー平等に関する理解を促進するための啓発活動を推進します。
- ・性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談体制の整備や固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み解消に資する啓発や情報発信を推進します。

○こども・若者が活躍できる機会づくり

- ・こども・若者が一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、伝統・文化への理解、チャレンジ精神を育み、さらに外国語指導助手派遣事業によりALTを配置し外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。

◆主な事業

- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・自然教室事業
- ・読書活動推進事業
- ・放課後こども教室推進事業(まほらっこ教室)
- ・こどもの遊び場づくり事業

◆ 基本施策 ◆

(3)子育て支援サービスの充実

子育て支援ニーズ調査では、就学前児童保護者で、平日に教育・保育サービスを定期的にご利用している割合は8割以上となっています。平日に教育・保育サービスを利用していない理由については、「こどもがまだ小さい」との回答が多く、そのうち「1歳」になったら利用したいとの回答が45.0%となっており、低年齢児の利用ニーズの高まりも見られます。

「利用したいが、定員などに空きがない」との回答もあり、希望する教育・保育事業・施設を利用できる体制整備が重要です。

また、各教育、保育施設においては、定員枠の充実とともに、利用児童の安全を確保した保育環境の整備も重要であり、計画的改修、修繕を行うことも必要です。

◆取り組みの方向性



- ・地域のニーズに合わせた保育施設等の定員枠拡充の計画的な実施と施設の適切な改修等による保育環境の改善を推進します。
- ・保育施設の修繕計画を立て利用児童が快適、安全に過ごせる施設を整備、維持します。
- ・保護者の就労形態の多様化や疾病等、様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- ・子育て中の保護者の多様な保育・子育て支援ニーズや子育て不安の解消に向けて、情報提供や相談、経済的負担の軽減等の様々な子育てサービスの充実を図ります。

▼参考

令和7年度の教育・保育施設の整備計画

事業名	事業開始年度	概要
第1保育所トイレ機能強化事業	令和7年度	第1保育所のトイレ改修を行う。男女共用の職員トイレを男女別トイレに改修する。
第1保育所防犯カメラ設置事業	令和7年度	第1保育所に防犯カメラを設置する。
第1保育所床暖房改修工事	令和7年度	第1保育所の床暖房設備改修を行う。
第2保育所防犯カメラ設置事業	令和7年度	第2保育所に防犯カメラを設置する。
北保育所防犯カメラ設置事業	令和7年度	北保育所に防犯カメラを設置する。
岩江幼稚園用途変更事業	令和7年度	岩江幼稚園の閉園に伴い、「岩江児童クラブ」の活動拠点とするため、施設の改修等用途変更工事を行う。

◆主な事業

- ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ・多様な主体の参入を促進するための事業
- ・保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業

◆ 基本施策 ◆

(4) 経済的支援の充実

こどもが産まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、こども一人当たりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないよう、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

国では、こども未来戦略加速化プランによって、令和6年10月から「児童手当」の支給を高校生年代まで拡大し、所得制限を撤廃するなど、若い世代の所得向上に向けた取り組みを進めています。

また、ひとり親家庭では、その多くが生計の維持と子育ての2つの負担を1人で担わなければならないため、収入や住まい、こどもの養育等に大きな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の促進は、こどもの健全な育ちにとって欠くことのできないことであるため、ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないよう、早期から保育、育児での援助や日常生活支援、相談支援等、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ることが重要です。

◆ 取り組みの方向性



- ・幼児教育・保育の無償化、高等教育段階の修学支援等、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。
- ・保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援と生活支援を行います。
- ・ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

◆ 主な事業

- ・子育て支援医療費助成事業
- ・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業
- ・すくすく子育て電子マネー交付事業
- ・就学援助事業(小中学校)
- ・不妊治療費・不育治療費助成事業
- ・チャイルドシート貸し出し事業(交通安全協会町連合会)
- ・奨学金返還支援事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・幼稚園在園児対象の一時預かり事業(預かり保育)

◆ 基本施策 ◆

(5)子育てと仕事の両立支援

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

企業等では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の義務化をはじめ育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を進める企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していない実態があります。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政による取り組みのみで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

◆取り組みの方向性



- ・事業主や勤労者、町民に対して、セミナー、フォーラム等の開催により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動に努めます。
- ・男女共同参画の意識啓発を行い、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。
- ・出産や育児により退職した女性の就労支援や育児休業を取得した女性の就労継続支援をはじめ、多様な働き方の実現に向けて、ハローワーク等との連携による情報提供や相談事業を実施します。
- ・子育てしながらも安心して働けるよう、延長保育事業や病児・病後児保育事業等の子育て支援サービスの充実を図ります。

◆主な事業

- ・延長保育事業(時間外保育事業)
- ・病児・病後児保育事業
- ・幼稚園在園児対象の一時預かり事業(預かり保育)
- ・一時預かり(預かり保育事業以外)事業
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

2 ◆ めざす姿 2 ◆ こども・若者が自分らしく成長できるまち

◆ 基本施策 ◆

(1) 妊娠・出産から乳幼児期までの支援

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母等の親族による支援等を受けられず、相談相手もない妊産婦が家庭や地域で孤立してしまう状況の増加も考えられることから、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や個々の状況に応じた相談支援の充実、経済的負担の軽減を図る必要があります。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、未就園児を含めたすべての乳幼児に対し、安全・安心な環境の中で豊かな「遊びと体験」の機会を充実させていくことが重要です。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、本町においても、子育て支援課内にこども家庭センターを設置しています。今後は、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、健康・福祉関係各課との連携強化が重要となります。

◆ 取り組みの方向性



○ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ・心穏やかに妊娠・出産できるよう、医療機関との連携を図り、妊娠初期からの妊産婦への保健指導や健康管理支援の充実と周産期医療体制の整備を図ります。
- ・新生児から幼児期までの健康教育・健康相談・健康診査・保健指導等一貫した切れ目のない保健サービスを提供するとともに、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- ・不妊治療の経済的負担の更なる軽減を図るとともに、不妊症、不育症および不妊治療に関する相談・指導や知識の普及啓発等の充実に努めます。
- ・こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

○ 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ・親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、家庭の悩みの相談等、子育てを支援する活動の促進に努めます。
- ・教育・保育施設や地域活動において、年代や障がいの有無、国籍の違い等に関わらず、様々な人々との関わりを深められる活動を推進していきます。
- ・身近な遊び場を地域のこどもたちが利用できるよう、関係機関と調整を図るとともに、公共施設等を利用した、屋内外の遊び場の確保につとめます。
- ・こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

◆主な事業

- ・利用者支援事業(こども家庭センター型)
- ・地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ・妊産婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業
- ・乳幼児健康診査事業
- ・乳幼児歯科健康診査事業
- ・新生児訪問事業
- ・個別育児相談事業
- ・乳幼児育成支援事業(すてっぷくらぶ)
- ・産前・産後サポート事業(ままカフェみはる)
- ・不妊治療費・不育治療費助成事業

◆ 基本施策 ◆

(2)学童期・思春期への支援

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性をはぐくむ時期であり、安全・安心が確保された場で、善悪の判断や規範意識の形成と協調性や自主性を身に付け、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要とされています。

思春期は、心身の変化を経験しながら、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、様々な葛藤や悩みを抱える繊細な時期でもあることから、自己肯定感を高めることができ、成育環境等を理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが必要です。

すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していきます。

また、休日・夜間を含め、こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の充実を図るとともに、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保していくことが必要です。

◆取り組みの方向性



○学校教育の質の向上

- ・基礎、基本を確実に身につけ、自ら学び、考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力等の「生きる力」を育成するため、確かな学力の向上と心身の教育の充実をめざします。
- ・教育の質を高めるため学校教育推進事業・部活動改革・校務のICT推進事業に取り組み、教員一人ひとりのゆとり、余裕の確保に取り組み、教職員が授業研究や児童生徒と向き合うための時間を創出します。

○居場所づくり

- ・すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、こどもにとって安全・安心で利用しやすい居場所となるよう整備を進めます。

○小児医療体制の充実、性と心身の健康の教育

- ・安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤として、小児医療の充実を進めます。
- ・こどもの健全育成と子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、0歳～18歳までの保険診療に係る自己負担分を助成します。
- ・こども・若者に対し、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。
- ・思春期は、こどもから大人へと成長・発達していく重要な時期であることから、家庭・学校・地域・関係機関と連携を図りながら、健康教育と相談事業の充実を図ります。
- ・朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせ症に見られるような心と身体の健康が大きな問題になっていることから、思春期保健事業と連携し、食を通じた豊かな人間性の形成と、心身の健全育成、健康な生活習慣の構築を図ります。

○いじめ防止対策、不登校のこどもへの支援

- ・児童生徒やその家庭、地域の実態把握に努め、関係機関と連携を図り、地域ぐるみでいじめ等の問題行動の未然防止や解決に努めます。
- ・「三春町いじめ防止基本方針」に基づき、人権学習の充実といじめの未然防止・早期発見・適切な対応力向上のため、教職員研修を推進するとともに、スクールロイヤーや関係機関との多職種連携を推進し、相談体制の充実に努めます。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携、不登校のこどもへの支援体制を整備します。

○校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止

- ・校則は学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知します。
- ・体罰は学校教育法で禁止されており、また、生徒指導提要等においても教職員による体罰や不適切な指導等については決して許されないと示されていることの周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取り組みを強化します。

○高校中退の予防と高校中退後の支援

- ・高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進等、高校における指導・相談体制の充実を図ります。
- ・高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進するとともに、高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援します。

○成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供

- ・こども・若者が、学校、地域、家庭、職域等の様々な場所で、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受ける機会の充実を図り、自立した消費者となるために必要な知識等を効果的に提供する取り組みを行います。
- ・様々な仕事に触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会等を創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。

◆主な事業

- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・自然教室事業
- ・読書活動推進事業
- ・放課後こども教室推進事業(まほらっこ教室)
- ・こどもの遊び場づくり事業
- ・スポーツ少年団等への育成・支援事業

◆ 基本施策 ◆

(3) 青年期への支援

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なることから、自身の社会的な役割や責任に対する不安を感じる時期ともいえます。

自らの適性等を理解した上で、職業や進学等のライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや相談支援が必要です。

家庭の状況に関わらず、希望する進学先へ進めることができるように支援するとともに、就業する場の確保、離職後の早期支援による再就職支援も重要です。

また、こども・若者アンケートに調査では、結婚を希望しない理由として「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」が7割以上の回答となっています。県や近隣市町村と連携した出会いの機会創出支援の推進が求められます。

◆ 取り組みの方向性



○ 高等教育の就学支援

- ・家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるように、高等教育段階の就学支援の周知を行い、必要な方へ着実に実施します。

○ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

- ・就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。
- ・離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう支援を行うとともに、

に、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組めます。

○ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ・結婚につながる「出会い」の機会・場の創出を推進していきます。
- ・結婚を希望する人が、経済的な理由から結婚をためらうことがないように、結婚に伴う新生活への支援を行います。

○ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ・ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。
- ・こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報について学生を含む若者に周知します。

◆ 主な事業

- ・結婚新生活支援事業
- ・出会いの場創出事業

3 ◆ めざす姿 3 ◆ こども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

◆ 基本施策 ◆

(1) こども・若者の権利についての理解促進と社会参画

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は国連による「児童の権利に関する条約」の「すべてのこどもが生命・生存・発達を保障されること」、「こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること」、「こどもは自らに關係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること」、「すべてのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けないようにすること」といった4つの基本原則を反映した内容となっています。

こども・若者本人、こどもと若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対してこどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもの権利や人権の問題について地域全体で共有することが重要です。

すべてのこども・若者について、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが必要であり、こども・若者が自分に直接関係する事項についての希望や提案、苦情等の意見表明を行うことができる環境の構築が必要です。

◆ 取り組みの方向性



○ こども・若者の権利に関する普及啓発

- ・こども自身が自らの権利について正しく理解し、自身が「権利の主体」である意識を育てる学習や主権者教育を推進します。
- ・こども自身が悩みや困りごとの相談先を認知できるよう周知をしていきます。

○ こどもの教育、養育の場におけるこども・若者の権利に関する理解促進

- ・教職員や幼児教育・保育等に携わる者、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供や研修等を実施します。
- ・こどもの権利条約やこども基本法について周知・啓発を行い、こども・若者の権利を含む人権教育を推進します。

○ こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に向けた取り組み

- ・すべてのこどもがその年齢や発達の程度に応じて、自分に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、多様な社会的活動に参画する機会を作っていきます。

◆ 主な事業

- ・保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業

◆ 基本施策 ◆

(2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る切れ目のない支援を行うために、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付けることに加え、プレコンセプションケア(若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと)の取り組みを推進することが重要です。

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた地域全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していく意識の醸成も大切です。

◆ 取り組みの方向性



- ・こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し包括的な相談支援体制の強化を図るとともに、切れ目のない保健・医療体制の提供を推進します。
- ・こども・若者に対し、喫煙、性感染症、避妊、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等に努めるとともに、アルコール依存や喫煙、薬物乱用等の防止について学校や関係機関と連携を図りながら啓発活動を進めます。
- ・性別を問わず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得られるよう、プレコンセプションケアの普及啓発を推進します。
- ・こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援を行います。
- ・すべての親と子が健やかでたくましく成長できる環境づくりに向けて、「健やか親子21」を通じた普及啓発を促進します。

◆ 主な事業

- ・食育推進事業
- ・5歳児発達相談事業
- ・予防接種事業(法定接種、任意接種助成)
- ・利用者支援事業(こども家庭センター型)
- ・地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ・妊産婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業
- ・乳幼児健康診査事業
- ・乳幼児歯科健康診査事業
- ・新生児訪問事業
- ・個別育児相談事業
- ・乳幼児育成支援事業(すてっぷくらぶ)
- ・産前・産後サポート事業(ままカフェみはる)

◆ 基本施策 ◆

(3)こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題となっています。

こどもの生活実態調査では、保護者の9.0%が現在の暮らしの状況について「大変苦しい」と回答しています。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、一人一人の豊かな人生の実現につなげていく必要があります。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり、生活の安定に資するための支援が必要です。

◆取り組みの方向性



○こどもの貧困に対する理解促進

- ・こどもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、学校や地域と連携しながら支援を必要とするこどもを早期に発見し、適切な支援につなげることができる仕組みを構築します。

○教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援

- ・貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯等に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整等きめ細やかな包括的支援を行います。
- ・子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。
- ・貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり、生活の安定に資するための支援を進めます。
- ・保護者の就労支援において、単に職を得るにとどまらず、所得の増加、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

○支援体制の円滑な利用促進に向けた体制づくり

- ・必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援が受けられるよう、こども家庭センターを中心に、ワンストップ相談およびプッシュ型の支援体制を構築します。

○ひとり親支援

- ・ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であり、母子自立支援員等による情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を密にし自立支援プログラム等、経済的自立に向けた支援を行います。
- ・ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的な自立支援を促進します。

◆主な事業

- ・子ども食堂「みんなの食堂」事業
- ・フードバンク事業
- ・フードドライブ事業
- ・第2子以降の給食無償化事業
- ・学びの支援センター「あこがれ教室」事業
- ・利用者支援事業(こども家庭センター型)
- ・子育て支援医療費助成事業
- ・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業
- ・すくすく子育て電子マネー交付事業
- ・就学援助事業(小中学校)
- ・奨学金変返還支援事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 基本施策 ◆

(4)障がいのあるこども・若者への支援

近年では、「障害者基本法」や「児童福祉法」の改正等、障がいのあるこどもや発達に遅れがあるこどもを始め、特別な支援や配慮が必要なこどもたちへの支援体制の整備が進んでいます。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるためには、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応を含め、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。

◆取り組みの方向性



- ・重症心身障がい児を含む医療的ケア児が適切な支援を受け、また家族の負担が軽減ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制の構築を進めていきます。
- ・町内に居住する障がい(疑い)のある児童が地域で安心して相談や支援が受けられるよう、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・すべての人々が普通に暮らしていけるような「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がいのあるこども・若者の健全な発達と保護者を温かく見守る環境をつくり社会全体で推進します。
- ・早期発見のための健診・相談体制の充実を図るため、乳幼児健康診査の充実を促進し、乳幼児健診の受診率向上のための支援を継続していきます。
- ・乳幼児健康診査や相談などで発達の遅れや障がい(疑い)があると認められた乳幼児に対して、療育相談や指導など早期対応に努めるとともに、障がいのあるこどもや、保護者が孤立することのないよう、伴走型の支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのあるこどもや若者、その家族が抱える様々な問題に対応するため、福祉、保健、教育の各関係機関によるネットワークの構築と機能の向上に取り組んでいきます。

◆主な事業

- ・特別支援教育・保育事業
- ・医療的ケア児支援事業(医療的ケア児等コーディネーターの配置、レスパイト訪問看護)
- ・乳幼児健康診査事業

◆ 基本施策 ◆

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるものであることから、家庭環境にどのような困難があったとしても、こどもへの虐待につながらないようにしていくために、子育てについての困難や、こどものSOSをできる限り早期に把握し、支援する必要があります。

社会的養護とは、保護者のいないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指します。この社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との良好な関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、相談支援体制の強化およびこどもの意見表明のサポートを行うとともに、社会的養護経験者等の自立を支援していきます。

ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合があり、顕在化しづらいため、各関係機関における情報共有と連携により早期発見・把握、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが求められています。ヤングケアラーの問題に対するこども本人や家族の自覚や周囲の気づきを促し、確実な支援につなげるため、積極的な啓発活動が必要です。

◆ 取り組みの方向性



○ 児童虐待防止対策の強化

- ・児童虐待の背景には、家族内の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭にでも起こり得ることとされていることから、早期の発見・防止のために、相談体制の強化と充実を推進します。また、虐待を受けた児童に対する支援とアフターケアを関係機関と連携して行います。
- ・虐待が重大なこどもの人権侵害であることを住民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図ります。
- ・こども家庭センターにおいて、妊産婦、子育て家庭のSOSを受けとめるとともに、ヤングケアラー等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこどものSOSを、学校等の関係機関等と連携し把握、自立支援等を含め必要な支援を届けるための相談体制整備に取り組みます。
- ・児童相談所、保健、福祉、医療、保育、教育、民生児童委員等関係機関はもとより、各種団体、ボランティア、地域住民等の参画促進等、関係機関との機能強化を図ります。

○ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- ・町内の社会的養護が必要なこどもや社会的養護経験者等の生活実態やニーズに合わせ、生活や就職、人間関係等に関する相談支援や相互に交流できる機会の提供、居場所づくり、ネットワークづくりの推進を検討します。
- ・施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対して、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。

○ヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくい構造であることを踏まえ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら必要な支援を行います。
- ・ヤングケアラーの問題に対するこども本人や家族の自覚や周囲の気づきを促し、必要な支援につなげるため、積極的な啓発活動を実施します。

◆主な事業

- ・養育支援訪問事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング事業)

◆ 基本施策 ◆

(6)こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取り組み

すべてのこども・若者の命・尊厳・安全を脅かす犯罪被害や性被害、事故、災害からの安全の確保、自殺の予防等、こども・若者が健やかに成長するための対策を推進するとともに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援と自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進していくことが求められます。

全国的に自殺が10～30代の死因の1位という状況となっていることから、誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的支援としてこども・若者への自死予防対策が必要です。

青少年が、SNS等による求人情報に潜む犯罪実行者を募集している情報(いわゆる「闇バイト」等の情報)に触れるなどし、事の重大性を認識することなく犯罪に加担してしまう事案が社会問題となっていることを踏まえ、注意喚起を図る必要があります。また、犯罪や非行をしたこども・若者や生きづらさを抱えたこども・若者の立ち直りに向け、行政と民間団体等が連携した重層的な支援が求められます。

◆取り組みの方向性



○こども・若者の自殺対策

- ・こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる人に相談できる力を培うため「SOSの出し方に関する教育」を実施し自殺予防教育を推進します。
- ・学校において「いのちの教育」の充実を図り、自分の命を大切にするとともに、みんなの命を大切にしようとする心を育成します。
- ・「こどもの人権110番」、「LINE人権相談」等電話、SNS等を活用した相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- ・犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのこどもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や児童相談所等の関係機関と連携を図りきめ細かな支援を行います。

○こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備

- ・こどもの命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。
- ・学校、家庭、地域社会が三位一体となった、町民による防犯パトロール等自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。
- ・こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシーを習得するための支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進等、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。
- ・こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

○非行防止と自立支援

- ・こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。
- ・命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校等における命の安全に係る教育を推進します。

◆主な事業

- ・子育て学びふれあい事業
- ・交通安全指導・啓発事業

4 実施事業一覧

本町にて実施する事業、事業内容は以下の通りです。

◆ めざす姿 1 ◆ こども・若者を地域全体ではぐくむまち

◆ 基本施策 ◆

(1) 子育て家庭と地域のつながり

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
幼稚園在園児対象の一時預かり事業(預かり保育)
認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業です。
一時預かり事業(預かり保育事業以外)
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
子育て学びふれあい事業
こどもを持つ保護者を対象として、専門的な知識や経験を有する講師による家庭教育に関する学習機会(就学時健康診断等の機会を活用した子育て講座・思春期子育て講座・幼児期子育て講座)を提供する事業です。
育児サークル、親子活動サークルへの支援事業
育児サークルの運営・行事に関する相談に応じ、円滑な活動が出来るように支援を行う事業です。
スポーツ少年団等への育成・支援事業
児童・生徒の健全な育成環境とスポーツ振興の充実を図ることを目的として、スポーツ少年団を通じた児童・生徒のスポーツ活動の育成や支援を行う事業です。
交通安全指導・啓発事業
こどもを交通事故から守るため警察、地域団体等が連携・協力し、交通安全教室や街頭指導を実施する事業です。
HP・冊子等による子育ての情報提供事業
町の子育て支援事業を町のホームページや広報みはる、子育て支援冊子により町民にお知らせする事業です。 三春町では、妊娠届出時に子育てファイル「ほっと」を配布しているほか、子育てアプリ「みらいくみはる」等により子育て情報の周知を図っています。

◆ 基本施策 ◆

(2) こどもの居場所、遊び、体験機会の提供

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
自然教室事業
三春町の地域資源であるさくら湖畔の豊かな自然を活用して、自然観察ステーションを拠点に星を見る会や昆虫観察等を行う事業です。
読書活動推進事業
小学生、幼児および親子を対象として絵本の読み聞かせや、ブックトーク(本の紹介)等を実施する「おはなし会」や乳幼児健診時にブックスタートパックを配布し、絵本を読み聞かせる大切さを伝える「ブックスタート事業」等により、本や読書に親しむ環境を提供する事業です。
放課後こども教室推進事業(まほらっこ教室)
放課後等に小学校の空き教室等を活用した、こどもの安全・安心な活動拠点を設け、地域のボランティアの協力により、こどもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施する事業です。
こどもの遊び場づくり事業
都市公園や農村公園の日常巡回、遊具の安全点検のほか、関係団体(所轄警察・地域・学校等)との連携を図り、安心して遊べる環境づくりを行う事業です。

◆ 基本施策 ◆

(3) 子育て支援サービスの充実

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、満3歳未満のこどもで、こどものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況および養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施されます。
多様な主体の参入を促進するための事業
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業
現場で発生するさまざまな課題について、民間運営施設を含めた町内各施設の保育士・幼稚園教諭との情報交換や課題を共有する場を設け、さらなる教育・保育の質の向上につなげることを目的として行われる事業です。

◆ 基本施策 ◆

(4) 経済的支援の充実

子育て支援医療費助成事業
18歳までのこどもが医療機関で治療を受けた場合に、自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済面の負担を軽減し、こどもの健康の保持増進を図ることを目的とした事業です。
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業
児童手当は、高校生年代までの児童を養育している方に支給されます。 児童扶養手当は、両親が離婚等をした児童等を監護している父母又は父母に代わって養育している方に支給されます。 特別児童扶養手当は、身体または精神に中度または重度の障がいをもつ20歳未満のこどもを養育している父母、又は父母に代わって養育している方に支給されます。
すくすく子育て電子マネー交付事業
育児に係る経済的負担の軽減を図るため、2歳未満までの乳幼児を養育する者に対し、育児関連用品を購入できる「すくすく子育て電子マネー」を交付する事業です。
就学援助事業(小中学校)
児童・生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。
不妊治療費・不育治療費助成事業
生殖補助治療を受けた夫婦(事実婚を含む)であって、不妊治療以外の治療法では妊娠が困難と医師に診断された方の治療費を助成する事業です。 また、不育症と診断された者が妊娠した場合において、特定の治療法に対して費用を助成する事業です。
チャイルドシート貸し出し事業(交通安全協会町連合会)
一定の要件を満たす対象者に対して、自動車に同乗する乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシートの貸し出しを行う事業です。
奨学金返還支援事業
将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住し就業する方に対し、奨学金を返還するために要した費用を助成する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
幼稚園在園児対象の一時預かり事業(預かり保育) 【再掲】

◆ 基本施策 ◆

(5) 子育てと仕事の両立支援

延長保育事業(時間外保育事業)
保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業
病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。
幼稚園在園児対象の一時預かり事業(預かり保育) 【再掲】
一時預かり(預かり保育事業以外)事業 【再掲】
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】

◆ めざす姿 2 ◆ こども・若者が自分らしく成長できるまち

◆ 基本施策 ◆

(1) 妊娠・出産から乳幼児期までの支援

利用者支援事業(こども家庭センター型)	母子保健と児童福祉それぞれの専門職を配置し、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援およびすべてのこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する事業です。
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
妊産婦健康診査事業	妊婦の健康管理の充実と安心して出産ができるように妊婦健康診査の15回分の助成を行う事業です。また、産後2週間健診および産後1か月健診の助成を行うことで、産後の身体的・精神的な支援を継続して行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
妊婦等包括相談支援事業	令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦およびその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健および子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
産後ケア事業	令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行う事業です。
乳幼児健康診査事業	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見および育児不安の軽減を図るために実施される事業です。
乳幼児歯科健康診査事業	町内の歯科医院と連携して、予防歯科に対する意識向上を目的として、1歳6か月児健診・3歳6か月児健診による歯科健診およびフッ素塗布と各歯科医院での歯科健診およびフッ素塗布を実施しています。
新生児訪問事業	主に新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日以内に保健師や助産師が訪問する事業です。
個別育児相談事業	健診や相談等により把握された乳幼児・児童生徒に対し、保健師等が個別に家庭訪問や電話相談等に応じるにより育児支援を実施しています。
乳幼児育成支援事業(すてっぷくらぶ)	1歳6か月児健診や訪問相談の結果、心理、社会発達上支援が必要な幼児とその保護者を対象として、発達を促す教室や個別相談等を行う事業です。
産前・産後サポート事業(ままカフェみはる)	妊婦および産後1年以内の産婦とその家族を対象に、家庭や地域での妊産婦等の孤立感、不安感の軽減を図るために交流の機会を設けるとともに、助産師等の専門職等が相談支援を行う事業です。
不妊治療費・不育治療費助成事業 【再掲】	

◆ 基本施策 ◆

(2)学童期・思春期への支援

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】
自然教室事業 【再掲】
読書活動推進事業 【再掲】
放課後こども教室推進事業(まほらっこ教室) 【再掲】
こどもの遊び場づくり事業 【再掲】
スポーツ少年団等への育成・支援事業 【再掲】

◆ 基本施策 ◆

(3)青年期への支援

結婚新生活支援事業
婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費および引越費用の一部を補助する事業です。
出会いの場創出事業
独身男女の出会いを促進し、婚姻による定住者の増加を図るため、結婚活動支援として若者同士が交流できるイベントを実施していきます。

◆ めざす姿 3 ◆ 子ども・子育て家庭が安心・安全に暮らせるまち

◆ 基本施策 ◆

(1)子ども・若者の権利についての理解促進と社会参画

保育士・幼稚園教諭スキルアップ事業 【再掲】

◆ 基本施策 ◆

(2)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

食育推進事業
発達段階に応じた料理教室の開催や健康診査および各種栄養講座において、管理栄養士による個別相談・指導を実施します。また、教育・保育施設や学校での食に関する体験の実施・支援を行います。
5歳児発達相談事業
小学校へのスムーズな就学へ向けての支援を目的として、町内保育所・幼稚園等において、発達相談を実施する事業です。
予防接種事業(法定接種、任意接種助成)
感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防等を目的とした予防接種の啓発や実施を行う事業です。また、任意接種(こどものインフルエンザ等)については、公費の助成を実施しています。

利用者支援事業(こども家庭センター型) 【再掲】
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) 【再掲】
妊産婦健康診査事業 【再掲】
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 【再掲】
妊婦等包括相談支援事業 【再掲】
産後ケア事業 【再掲】
乳幼児健康診査事業 【再掲】
乳幼児歯科健康診査事業 【再掲】
新生児訪問事業 【再掲】
個別育児相談事業 【再掲】
乳幼児育成支援事業(すてっぷくらぶ) 【再掲】
産前・産後サポート事業(ままカフェみはる) 【再掲】

◆ 基本施策 ◆

(3)こどもの貧困対策

こども食堂「みんなの食堂」事業
こどもやその保護者および地域住民に対し、無料または安価で栄養のある食事を提供するための事業です。
フードバンク事業
企業や個人から提供された、様々な理由で市場に流通できない食品を、支援を必要とする施設や家庭などに無償で提供する事業です。
フードドライブ事業
家庭で余っている食品をフードバンクなどに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付をする事業です。
第2子以降の給食無償化事業
多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の義務教育期間における学校給食費について無償化する事業です。
学びの支援センター「あこがれ教室」事業
学校生活になじめない児童生徒を主な対象とし、様々な「学びの場」を整え、心の居場所となり、社会的な自立にもつなげるために支援を行う事業です。
利用者支援事業(こども家庭センター型) 【再掲】
子育て支援医療費助成事業 【再掲】
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業 【再掲】
すくすく子育て電子マネー交付事業 【再掲】
就学援助事業(小中学校) 【再掲】
奨学金変返還支援事業 【再掲】
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【再掲】

◆ 基本施策 ◆

(4)障がいのあるこども・若者への支援

特別支援教育・保育事業
障がいをもつ等、特別な支援を要する幼児に対して早期から発達段階に応じた一貫した教育・保育および支援を行っていく事業です。
医療的ケア児支援事業(医療的ケア児等コーディネーターの配置、レスパイト訪問看護)
医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う事業です。 レスパイト訪問看護は、在宅でこどものケアをしている家族がホッと一息できるように看護師を自宅に派遣し、一時的に家族が行うケアを代行する事業です。
乳幼児健康診査事業 【再掲】

◆ 基本施策 ◆

(5)児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

養育支援訪問事業
養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子育て世帯訪問支援事業
令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
児童育成支援拠点事業
令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行う事業です。
親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング事業)
令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、幼児および児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、幼児および児童の心身の発達に応じた関わり方を学び、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

◆ 基本施策 ◆

(6)こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取り組み

子育て学びふれあい事業 【再掲】
交通安全指導・啓発事業 【再掲】

5 計画の目標値

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。

目標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年)
「将来の夢や目標」がある人の割合	15～29歳 65.7%	15～29歳 70.0%
「三春町はあなたの将来の夢や目標をかなえられる場所」と思う人の割合	15～29歳 26.8%	15～29歳 50.0%
「今後も三春町で暮らしたい」と思う人の割合	15～29歳 19.1%	15～29歳 50.0%
「生活の満足度」 (「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している))	小学5年生 平均7.64点、 中学2年生 平均7.37点	小学5年生 平均8.00点、 中学2年生 平均8.00点
「今の自分が好きだ」 (「0」(まったくあてはまらない)から「10」(あてはまる))	15～29歳 平均5.51点	15～29歳 平均8.00点
「自分には自分らしさというものがある」 (「0」(まったくあてはまらない)から「10」(あてはまる))	15～29歳 平均6.3点	15～29歳 平均8.00点
「気軽に子育てについて相談できる人、場所」がある人の割合	就学前児童保護者 88.4% 小学生保護者 88.8%	就学前児童保護者 95.0% 小学生保護者 95.0%
「自分の将来について明るい希望を持っている」人の割合	15～29歳 40.6%	15～29歳 70.0%
気分障害・不安障害のリスク該当者割合	小5・中2保護者 23.0%	小5・中2保護者 15.0%

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

計画の推進については、行政のみならず、こどもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域、職場、関係機関・団体、行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

(1) 町の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義やこどもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進等、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

本計画の実現をめざし、地域や企業の理解の促進と国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供や効果的な子育て支援ができるように計画を推進します。

(2) 家庭の役割

家庭は、こどもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

(3) 地域の役割

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援等の支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域のこどもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等からこどもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

(4) 職場の役割

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現等、労働環境や労働条件の整備等の支援が求められます。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

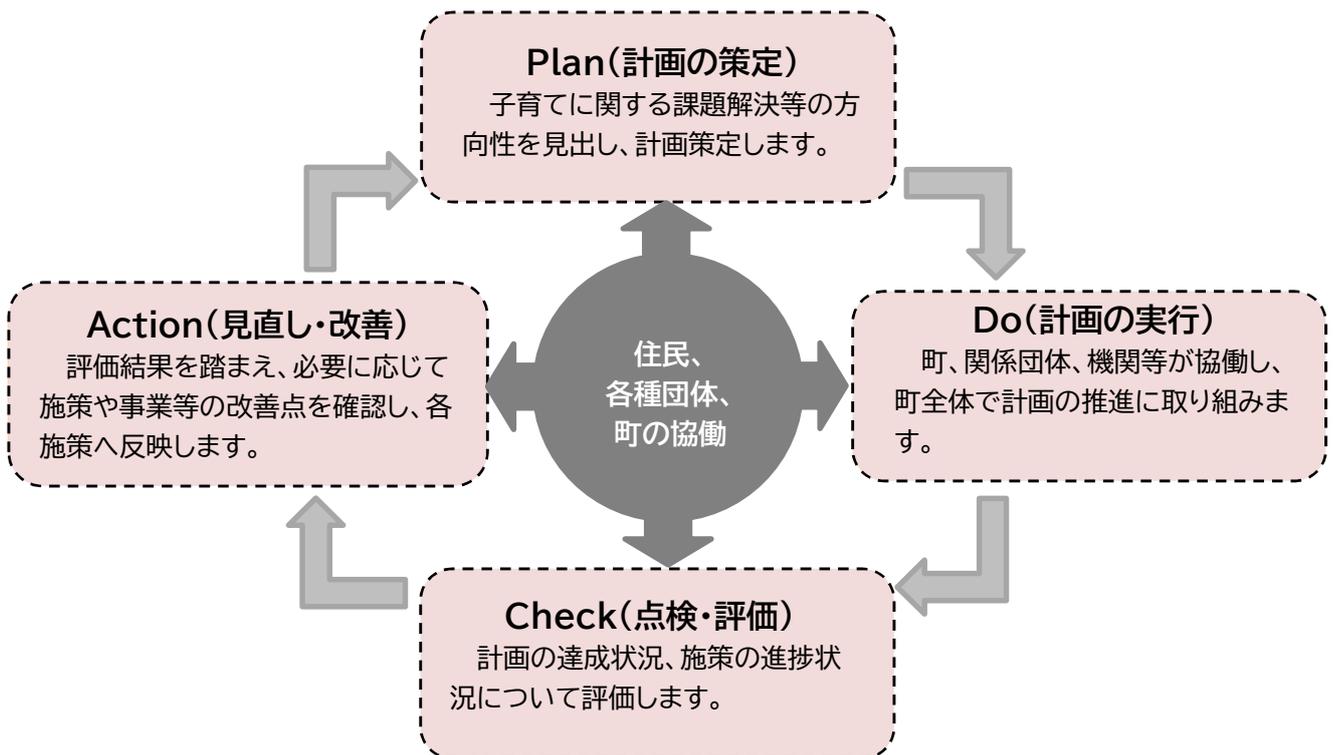
計画期間中は、子育て支援課を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関等と連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性等を検討します。

設定した成果指標や事業の実績等を用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

● 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 三春町子ども・子育て支援会議設置要綱

平成26年3月11日告示第24号

三春町子ども・子育て支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、三春町子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 三春町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画等に基づく取組状況及び評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことがない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 三春町子ども・子育て支援会議委員名簿

(順不同・敬称略)

職	氏名	
会長	こばやし とおる 小林 徹	郡山女子大学家政学部 生活科学科社会福祉専攻 教授
副会長	あべ じゅんこ 阿部 純子	保護者代表
委員	あげいし ともみ 上石 智美	第1保育所長(星総合病院)
委員	わたなべ ようこ 渡辺 揚子	第2保育所長(星総合病院)
委員	すずき あいこ 鈴木 愛子	認定こども園 三春幼保園 副園長
委員	たかあら ちえ 高荒 千絵	L-Kids保育園三春 園長
委員	よしかわ きゅうぞう 吉川 久三	放課後子ども総合プラン推進事業 運営委員会委員長
委員	えんどう よしゆき 遠藤 善幸	主任児童委員代表
委員	さくま たかし 佐久間 賢	三春方部公立幼小中PTA連絡協議会会長

令和7年3月31日現在

3 教育・保育事業と子ども・子育て支援事業量の見込み

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

■制度の全体像



市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所等の計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

(2)教育・保育提供区域と認定区分

① 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育および地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める基本単位です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定する必要があります。

本町では、現在の教育・保育実施の状況や施設の配置・整備状況等を勘案し、本町の教育・保育提供区域を、「全町」1区域と設定します。

実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化等、地域性に合わせて柔軟に取り組んでいきます。

区 分	区域設定
①教育・保育事業	全町1区域
②地域子ども・子育て支援事業	全町1区域

② 認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

区 分	年 齢	対 象 事 業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭、 短時間就労家庭 等
2号認定	3～5歳	幼稚園(就労している)	共働きであるが 幼稚園希望の家庭
	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭 等

(3)教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

本町の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設数は充足されている状況にありますが、今後、認定こども園へのニーズの高まりがあれば、国及び県の財政支援の活用を含め検討していきます。

② 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の学校教育は「生きる力」や「豊かな心」を育み生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、認定こども園・幼稚園・保育所、小学校、子育て支援に関する関係団体の交流や保育士、職員の意見交換など連携を深め、一層の推進を図ります。

③ 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園・幼稚園・保育所が、小学校等と連携し、小学校教育への接続が円滑に行われるよう支援します。

④ 教育・保育、子ども・子育て支援事業の提供に係る基本的考え方

教育・保育施設等を利用することの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、すべての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて県との連携を図ります。県との連携においては、県に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

(4) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

① 教育事業(1号認定)3～5歳:認定こども園

■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	45	43	42	41	40
確保の方策②	60	60	60	60	60
特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	15	17	18	19	20

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

② 保育事業(2号認定) 3～5歳:保育所・認定こども園

■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	218	200	189	184	181
教育ニーズ	41	37	36	35	34
保育ニーズ	177	163	153	149	147
確保の方策②	325	325	325	325	325
特定教育・保育施設	285	285	285	285	285
町立認可外保育施設	40	40	40	40	40
幼稚園および預かり保育	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	107	125	136	141	144

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

③ 保育事業(3号認定) 0～2歳:保育所・認定こども園

【0歳児】

■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	37	36	35	35	34
確保の方策②	38	38	38	38	38
特定教育・保育施設	33	33	33	33	33
特定地域型保育事業	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	1	2	3	3	4

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

【1・2歳児】

■第3期計画の見込みと確保方策

単位:人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	135	134	134	132	131
1歳児	69	69	69	69	66
2歳児	66	65	65	63	65
確保の方策②	185	185	185	185	185
特定教育・保育施設	171	171	171	171	171
特定地域型保育事業	14	14	14	14	14
町立認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	50	51	51	53	54

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

(5)子ども・子育て支事業の量の見込みと提供体制の確保

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策を設定します。

① 利用者支援事業(こども家庭センター型)

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:ヶ所)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保の方策②	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

三春町こども家庭センターが中心となって対応していきます。

② 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	333	332	331	323	319
確保の方策②	333	332	331	323	319
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

基本的に定員は設定していないことから、従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

③ 妊産婦健康診査事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	915	897	879	861	844
確保の方策②	915	897	879	861	844
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

※各年度0歳児の推計人口×15回(助成回数)

【事業実施に対する考え方】

事業の性質上、町内のすべての妊婦の受診を見込んでいますが、現状の体制で確保されます。今後も関係機関と連携し受診機会の提供を図ります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	73	71	70	69	68
確保の方策②	73	71	70	69	68
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

※各年度0歳児の推計人口数

【事業実施に対する考え方】

こんにちは赤ちゃん訪問員や保健師により実施します。量の見込みについては、各年度ともに確保できる見込みです。

⑤ 養育支援訪問事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保の方策②	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

養育支援訪問事業については、保健師や助産師、保育士の訪問により実施します。量の見込みについては、各年度ともに確保できる見込みです。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保の方策②	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

本町には児童福祉施設がないため、近隣市の児童保護施設で事業を実施しています。今後、実施施設の拡充を検討していきます。

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	210	210	210	205	205
確保の方策②	210	210	210	205	205
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

確保方策については、協力会員の増加を図り、確保していく予定です。

⑧ 一時預かり事業

【幼稚園在園児対象の一時預かり(預かり保育)】

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	230	230	230	230	230
確保の方策②	250	250	250	250	250
過不足(②-①)	20	20	20	20	20

【事業実施に対する考え方】

今後もニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

【一時預かり(預かり保育事業以外)】

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,800	1,750	1,700	1,650	1,600
確保の方策②	1,800	1,750	1,700	1,650	1,600
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

今後もニーズの把握に努め、一時預かり事業およびファミリー・サポート・センター事業により対応していきます。

⑨ 延長保育事業(時間外保育事業)

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	106	100	98	95	93
確保の方策②	106	100	98	95	93
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

現行の体制で量の見込みについては確保できるため、引き続き各施設の取り組みを支援します。

⑩ 病児・病後児保育事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保の方策②	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

町内での実施施設がないため、近隣市町村との広域利用協定により保護者が利用できる施設を確保していきます。

⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	259	276	271	260	250
1年生	54	56	46	45	43
2年生	56	54	56	46	45
3年生	59	55	53	55	45
4年生	46	53	51	49	51
5年生	35	38	42	42	41
6年生	9	20	23	23	25
確保の方策②	270	290	290	290	290
過不足(②-①)	11	14	19	30	40

【事業実施に対する考え方】

今後も、放課後児童クラブの需要を見ながら、放課後児童支援員の確保、適正な受け入れ人数の規模、事業の実施形態等を総合的に検討していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業実施に対する考え方】

要綱に基づき、適切に補足給付を行います。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業実施に対する考え方】

多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置等を促進するため、新規参入民間事業者に対する相談・助言等の支援を行います。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	117	114	111	108	105
確保の方策②	117	114	111	108	105
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

こども家庭センターを中心に、事業の周知を進めるとともに支援を必要とする家庭を早期把握、早期支援につなげていきます。

⑮ 児童育成支援拠点事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4	3	3	3	3
確保の方策②	4	3	3	3	3
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

不登校生徒等潜在的なニーズがあると考えられます。事業の周知を進めるとともに支援を必要とする家庭を早期把握、早期支援につなげていきます。

⑯ 親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング事業)

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保の方策②	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

保護者が子育ての孤独感を招くことがないよう、褒めて育てる方法について実践を通して学ぶ機会とし、事業の充実・参加者の増加に努めていきます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	73	71	70	69	68
確保の方策②	73	71	70	69	68
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

安心して出産を迎えられるように、事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする人へ適切な支援を行います。

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人時間)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	—	4	3	3	3
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	2	1	1	1
2歳児	—	1	1	1	1
確保の方策②	—	14	14	14	14
過不足(②-①)	—	10	11	11	11

※令和7年度実施なし

【事業実施に対する考え方】

保護者の就労状況等に関わらず、こどもの養育環境の充実に向けて、全ての子育て家庭に対する支援を図ります。

⑲ 産後ケア事業

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保の方策②	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

出産直後の母親は心身ともに不安定な状態であることが多く、また、これからの育児に対する大きな不安も抱えていることから、医師や助産師等の専門職と連携を図りながら、産後の回復や育児に向けたサポートに努めていきます。

4 母子保健に関する目標の設定

母子保健の取組については、令和5年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(成育医療等基本方針)に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取り組みを適切に実施するための評価指標により、達成状況を評価していきます。

	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	全出生数中の低出生体重児の割合 ・低出生体重児	5.6%	減少
	妊娠・出産について満足している者の割合	97.0%	98.0%
	むし歯のない3歳児の割合	83.5%	90.0%
	乳幼児健康診査の未受診率		
	・3～4ヶ月児	98.6%	100%
	・1歳6か月児	96.4%	100%
	・3歳児	100%	100%
	仕上げ磨きをする親の割合	79.2%	85.0%
妊娠11週以下での妊娠届出率	96.8%	98.0%	
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童・生徒における痩身傾向児の割合		
	・小学5年生	0.7%	減少
	・中学2年生	2.3%	減少
	児童・生徒における肥満傾向児の割合		
	・小学5年生	13.3%	減少
	・中学2年生	7.4%	減少
	歯肉に炎症がある十代の割合 (小5年～中3年)	47.9%	減少
朝食を欠食する子どもの割合			
・小学5年生	2.5%	減少	
・中学2年生	4.0%	減少	

	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子どもの健やかな成長を 見守り育む地域づくり	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	97.8%	98.0%
	積極的に育児をしている父親の割合	73.0%	75.0%
	・3～4ヶ月児	76.8%	
	・1歳6か月児	70.1%	
	・3歳児	72.1%	
育てにくさを感じる親に寄り添う支援	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある 母親の割合	82.4%	85.0%
	・3～4ヶ月児	89.9%	
	・1歳6か月児	79.7%	
	・3歳児	79.6%	
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	94.1%	95.0%
	・3～4ヶ月児	100%	
	・1歳6か月児	88.9%	
・3歳児	93.3%		
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	97.0%	98.0%
妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待による死亡数	0	0
	・心中以外	0	
	・心中	0	
	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育て をしている親の割合	83.7%	98.0%
	・3～4ヶ月児	98.4%	
	・1歳6か月児	88.9%	
・3歳児	69.1%		

三春町こども計画

発行 三春町 子育て支援課
子育て支援グループ

【改訂履歴】

- ・令和7年11月27日改訂
(P97 ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）)

〒963-7796

福島県田村郡三春町字大町 1-2

TEL 0247-62-0055

FAX 0247-62-3232

